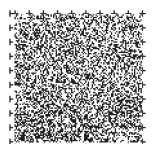


平成28年版環境白書から

# 愛知の 環境のあらまし



音声コード(SPコード)  
活字文章読み上げ装置  
で、情報を音声で聞く  
ことができます。



# ～～～ はじめに ～～～

地球温暖化対策に向けた国際的枠組み「パリ協定」が本年 11 月に発効しました。いよいよ世界が一つになって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減していき、今世紀後半には、温室効果ガスの排出を実質「ゼロ」にするという目標に向っていくこととなります。

また、12 月には、生物多様性条約第 13 回締約国会議 (COP13) がメキシコで開催されました。6 年前、ここ愛知・名古屋で開催された COP10、そこで採択された「愛知目標」の達成に向け、国際社会が連携して取組を加速していくことが求められています。

こうした環境を取り巻く世界規模の大きな動きの中で、私たちは、一人ひとりが様々な課題と向き合い、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らす行動や、自然環境の保全活動へとつなげ、持続可能な社会を構築していくことが必要です。

このため、本県では、現在、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現に向けて、安全・安心の確保、社会の低炭素化、自然との共生、資源循環の 4 つの取組を着実に進めるとともに、世界の持続可能な発展に貢献する「人づくり」を推進しているところです。

今回の環境白書の特集では、「『環境首都あいち』を支える人づくり」、「『愛知目標』の達成に向けた生物多様性保全の取組」について紹介しています。

さらに、近い将来、発生が心配される南海トラフ地震を想定し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、本県が今年度策定した「愛知県災害廃棄物処理計画」についても紹介しています。

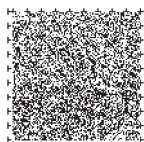
この環境白書が、愛知の環境についての理解を深めていただき、また、県民、事業者、民間団体の皆様がそれぞれの立場から環境をよりよくするための取組を進めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 28 年 12 月

愛知県知事 大村秀章

## 目 次

特集 1	「環境首都あいち」を支える人づくり ～県民みんなで Let's エコアクション～	1
特集 2	「愛知目標」の達成に向けた生物多様性保全の取組 ～「県内全域での協議会の設立」と 「国際先進広域自治体連合による連携」～	9
特集 3	愛知県災害廃棄物処理計画	18
地球温暖化		23
大気環境		25
生活環境 (騒音・振動・悪臭)		29
水環境		31
土壌環境・地盤環境		36
廃棄物・資源循環		37
自然環境・生物多様性		41
環境リスク		43
人づくり・環境学習等		46
環境における各種基盤施策		48



# 特集1 「環境首都あいち」を支える人づくり ～ 県民みんなでLet's エコアクション ～

21世紀最初の国際博覧会となる愛知万博を、史上初の環境というテーマで成功させた本県は、その後も、2010年の「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」、2014年の「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」という、世界的に重要な会議を成功させてきました。その成功は、これらの国際的な行事を通して育まれてきた、県民、企業、NPO、教育機関など、多様な主体の高い環境意識に支えられたものです。

一方、県には日本一のモノづくり地域として世界に誇る産業集積があります。

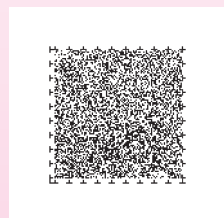
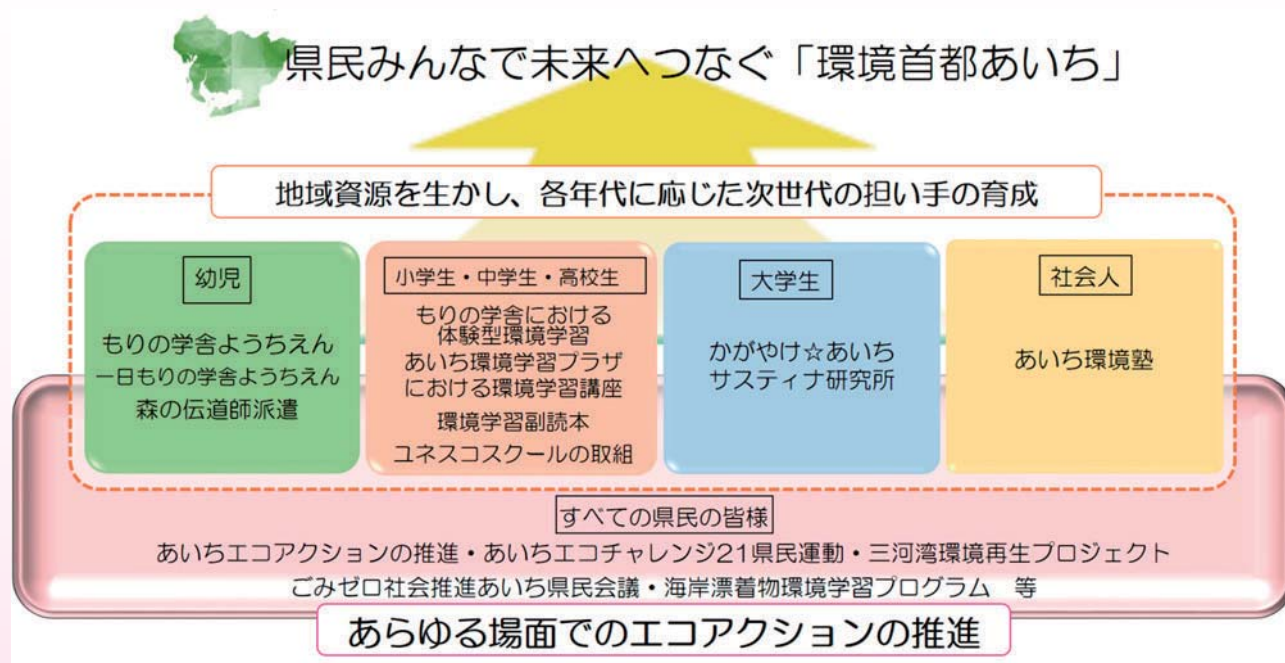
こうしたことから、県は県民の皆様の高い環境意識と高度な産業力・技術力を生かし、環境施策においてトップランナーである「環境首都あいち」として、世界の持続可能な発展に貢献していくことを目指しています。

このため、県は2014年5月に「第4次愛知県環境基本計画」を策定し、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」を目標に掲げ、高い環境意識と貴重な経験をしっかりと次の世代に引き継ぐため、持続可能な未来のあいちの担い手を育成する「人づくり」に重点的に取り組むこととしています。

具体的には、すべての県民の皆様に、暮らし、地域・経済活動などあらゆる場面において、エコアクションを自発的に実践していただけるよう、「あいちエコアクションの推進」をはじめ様々な取組を展開しています。

さらに、本県の産業県としての特徴や豊かな自然環境などの地域資源を生かし、多様な主体の連携・協働により地域全体で、各年代に応じた次世代の担い手を育成する取組も新たに進めています。

本特集では、こうした取組の中から「あいちエコアクションの推進」に関する取組や各年代を対象に実施している、幼児、小学生、大学生、社会人における担い手育成の取組について紹介します。



## 1 あいちエコアクションの推進

県では、県民の皆様の高い環境意識を、日常生活の中で行う地球にやさしい身近なエコアクションの実践へとつなげる「あいちエコアクション」を平成 26 年度から推進しています。

「あいちエコアクション」を推進するための取組として、楽しみながらエコアクションの理解を深め、体験することができる啓発イベント「Let's エコアクション in AICHI」を開催するとともに、ハードネットワークである「AEL ネット」とソフトネットワークである「あいちエコアクションポータルサイト『エコリンクあいち』」の両輪で推進しています。

### <あいちエコアクションの推進>

#### 【Let's エコアクション in AICHI】

楽しみながら学ぶことができる県民参加型のイベントを開催することによりエコアクションを推進

#### 【ハードネットワーク】

AEL ネットを活用したエコアクションの推進

#### 【ソフトネットワーク】

あいちエコアクションポータルサイト「エコリンクあいち」による情報交流



### 「Let's エコアクション in AICHI ～地球への想いが花ひらくとき～」の開催

開催日：平成 28 年 11 月 19 日（土）・20 日（日）

場 所：アスナル金山、金山総合駅連絡通路橋、金山総合駅南口

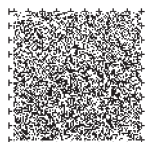
内 容：ステージイベント（大村愛知県知事×堀ちえみトークショー、ガチャピン&豆しばのエコステージ など）NPO、企業等による環境活動報告、環境活動団体によるブース出展、体験コーナー、ワークショップなど



あいちエコアクション宣言



エコを体験できるワークショップ



## 「AEL ネット」を活用したエコアクションの推進

県内の環境学習施設のネットワークである愛知県環境学習施設等連絡協議会（AELネット）を活用して、県内各地で県民の皆様が気軽に楽しく、地球にやさしい行動などを体験し、エコアクションへと踏み出していただく機会を提供しています。

- AEL ネット環境学習スタンプラリー  
開催期間：平成 28 年 6 月 22 日（水）  
～平成 29 年 2 月 28 日（火）

参加施設：160 施設等  
参加者数：45,582 人  
（平成 28 年 9 月末現在）



AEL ネットスタンプラリー  
スタンプ帳

## あいちエコアクションポータルサイト 「エコリンクあいち」による情報交流

県民の皆様のエコアクション実践をサポートするとともに、環境活動に取り組む団体の交流の輪を広げることを目的として、環境学習施設や県民の皆様の活動に関する情報をネットワーク化し、交流の場となるポータルサイト「エコリンクあいち」を運営しています。

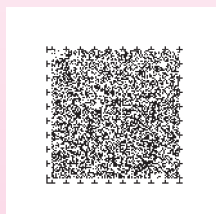
URL : <http://aichi-eco.com>



ポータルサイト「エコリンクあいち」

## 【「あいちエコアクションの推進」に係る平成 26 年度、27 年度の主な取組】

年度	Let's エコアクション in AICHI	AEL ネット	エコリンクあいち
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>■Let's エコアクション in AICHI ～地球へのラブレター～（H27. 2、愛知芸術文化センター・オアシス 21）</li> <li>・来場者数：21,300 人</li> <li>・石川梨華トークショー、環境実験ショーなどステージイベント</li> <li>※地元アイドル OS☆U を「あいちエコアクション広報部」に任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■愛知県環境学習施設等連絡協議会の開催（H26. 7、H26. 10、H27. 2）</li> <li>■環境学習スタンプラリーの開催（H26. 6～H27. 2、AEL ネットに加盟する 120 施設等参加）</li> <li>・参加者数：48,788 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一部ページ公開（H26. 6）</li> <li>■名称を公募し、「エコリンクあいち」に決定（H26. 12）</li> <li>■完全公開（H27. 1）</li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>■Let's エコアクション in AICHI ～実らせよう！地球への想い。～（H27. 11、アスナル金山・金山駅）</li> <li>・来場者数：27,700 人</li> <li>・大村愛知県知事×早見優トークショー、ガチャピン・ムックのエコ実験ショー</li> <li>・エコ川柳優秀作品の展示、表彰式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■愛知県環境学習施設等連絡協議会の開催（H27. 6、H27. 9）</li> <li>■環境学習スタンプラリーの開催（H27. 6～H28. 2、AEL ネットに加盟する 148 施設等参加）</li> <li>・参加者数：62,884 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「あいちエコアクション広報部 OS☆U の限定ドニチエコきっぷ争奪！エコポイントダービー！」の開催（H27. 8～H28. 3）</li> <li>・エコアクションに関する日記を投稿するなどして、エコポイントを多く獲得した参加者へドニチエコきっぷを贈呈</li> </ul>



## 2 幼児からの「人づくり」～インタープリターとはじめる子ども自然体感推進事業～

感受性が特に豊かな幼児期に、自然のすばらしさやその魅力を体感することは、成長してから環境のことを考え行動できるようになるための「はじめの一步」になります。

県では、平成 28 年度から、「もりの学舎<sup>まなびや</sup>」において、人と自然をつなぐ役割を果たす森の案内人「インタープリター」による、五感を使って自然とふれあう「インタープリターとはじめる子ども自然体感推進事業」を、幼児を対象に実施しています。

### (1) もりの学舎ようちえん

幼児とその保護者を対象に、もりの学舎やその周辺で四季を通じた自然体感プログラムを実施しています。

平成 28 年度は 24 組の親子が全 6 回のコースに参加し、インタープリターとともに森の探検や落ち葉を使った工作などを行い、楽しみながら自然とたっぷりふれあいました。参加した保護者からは「普段このような自然とのふれあいがなかったので良かった」との声をいただきました。

### (2) 一日もりの学舎ようちえん

県内の保育園・幼稚園等を対象に、もりの学舎及びその周辺で 1 日コースの自然体感プログラムを実施しています。

平成 28 年度は 11 園が参加し、園児たちは夢中になって生きものを探したりお互いに見せ合ったりと、自然の中で生き生きと過ごしていました。

### (3) 森の伝道師派遣

県内の保育園・幼稚園等にインタープリターを派遣し、園庭等の身近な環境で自然体感プログラムを実施しています。

平成 28 年度は 16 園で実施し、園児たちは、インタープリターからの呼びかけにより、普段は見過ごしていた身近な自然の不思議さ、面白さを発見して嬉しそうに過ごしていました。

### (4) その他の取組

本事業では、幼児等に自然体験学習等を実施する指導者の育成事業も行っています。

#### ア 子ども自然体感活動指導者養成研修

保育士、幼稚園教諭やその職を志す学生等を対象に、自然体感プログラムを実施するノウハウを身に付けていただく研修を実施し、平成 28 年度は 30 名が参加しました。

#### イ インタープリター養成講座

次世代を担う若いインタープリターを育成する講座を実施し、インタープリターとして必要な視点や知識、効果的なプログラムの作成方法などを習得し、もりの学舎で実際にインタープリターとしての体験等を行いました。



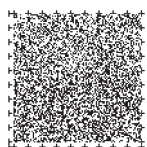
もりの学舎ようちえん



一日もりの学舎ようちえん



森の伝道師派遣



### 3 小学生からの「人づくり」

もりの学舎では、身近な自然とのふれあいや生活に密着した体験型の環境学習を小学生などを対象に実施しています。

#### (1) もりの学舎キッズクラブ

将来を担う県内の小学生約 100 名を対象に「もりの学舎キッズクラブ」事業を、平成 22 年度から実施しています。四季を通した 7 回程度のコースでは、もりの学舎周辺の自然を満喫できるとともに、県内の環境学習施設へバスで出向くこともあります。



もりの学舎キッズクラブの実施風景

各回の最後には、その日に自分が学んだことや、自分達でも実践できるエコアクションを考えるふりかえりを行い、次回のキッズクラブで発表してもらっています。「水を出しっぱなしにしない」「資源を大切にする」等の発表があり、自然を思いやる子供たちの気持ちが伝わってきました。

#### (2) おさんぽ de いきものみつけ

「おさんぽ de いきものみつけ」は、平成 23 年度から東邦ガス(株)の協賛により行っている人気のイベントです。参加者は受付で「ハンディびょうぶ」をもらい、各ポイントにある「いきものクイズ」に答え、スタンプを集めながらゴールのもりの学舎を目指して世界にひとつだけのオリジナルハンディびょうぶを完成させていきます。

参加者からは、「日頃気に留めていなかったクモの巣がとても綺麗だと気づけた」「いきものを発見する喜びや楽しさを子どもが味わっていたので参加してよかった」等の声があり、普段見過ごしてしまっている自然といきものとの関わりを身近に感じることができました。



ハンディびょうぶに  
スタンプを押す子供たち

#### 【「もりの学舎」における取組】

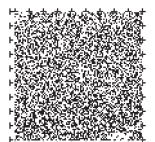
愛・地球博記念公園内にある環境学習施設「もりの学舎」は、愛知万博における自然体感プログラム「森の自然学校」を継承・発展させるため、平成 19 年に開館しました。

もりの学舎では、幅広い世代を対象に、周辺の里山等の自然を生かして、森の案内人「インタープリター」等による様々なプログラムが実施されています。

開館以来、約 47 万人という多くの県民の皆様にご来場いただき、今後も引き続き、環境意識が向上し、エコアクションの実践につながるような魅力あるプログラムを展開していきます。



インタープリターと歩く  
もりのツアー



## 4 大学生の環境リーダーの育成～かがやけ☆あいちサスティナ研究所～

平成 26 年 11 月に県で開催された「ESD に関するユネスコ世界会議」の成果である「あいち・なごや宣言」では、若い世代の「人づくり」の重要性がうたわれており、持続可能な社会を実現していくためには、若い世代を重要なステークホルダーとし、その能力育成に取り組んでいくことが重要とされています。

このため、県が持続可能な未来のあいちの担い手となる「人づくり」を推進するため、日本一のモノづくり県としての産業力と技術力、豊かな自然環境といった特徴を生かして、企業と協働して、大学生が様々な環境課題に対して、グローバルな視点を持って取組を進められるよう、平成 27 年度から大学生向けの「人づくり」プログラムである「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」をスタートしています。

この研究所は、大村愛知県知事が所長を務め、これからの地域を担う大学生が研究員となって、県内の様々な業種のパートナー企業の先進的な環境に関する取組を、研究員が現場で調査・研究するとともに、各企業から提示された環境課題に対して解決策を提案するものです。

### 【かがやけ☆あいちサスティナ研究所の概要】



### （1）研究所のプログラムの特徴

研究所のプログラムの中で、特徴的なものとしては、研究員が 4 名 1 チームとなりパートナー企業の現場にお伺いし、そこで環境課題を調査・研究するとともに、企業の担当者とディスカッションを実施できる 4 日間の「企業環境活動研究」です。研究員は自主研究してきた内容と実際の現場を比較検討したり、企業の担当者から環境に関する取組について生の声を直接聞くことができるなど、非常に貴重な機会になっています。

また、企業環境活動研究の後、研究員は、研究成果をとりまとめ、最終的にはパートナー企業の代表者に向けて、研究成果をプレゼンテーションし、ジャッジを受けることとなります。平成 27 年度は、研究員から提案を受けたパートナー企業は、研究員の提案を高く評価しており、研究所の活動後も継続してパートナー企業と大学生が連携して、新たな環境活動を展開しています。このように、研究所の取組をきっかけにして、新たなコラボレーションによる環境活動が始まることも、研究所のプログラムのねらいの一つです。



平成 28 年度の企業環境活動研究  
(中部国際空港株)



ソニーの森における森林整備  
(ソニーグローバルニューファクトリング & オペレーションズ 株)



## (2) 平成 27・28 年度の研究所活動について

平成 28 年度は、平成 27 年度の研究所活動を拡充して実施しており、より多くの大学生を環境リーダーとして育成するために、研究員を 20 名から 40 名に増員するとともに、パートナー企業も 5 社から倍の 10 社へと拡大しました。

また、プログラムでは、「基礎講座」、「成果発表会 2016」及び「地域環境活動の実践」を追加しました。「基礎講座」は、研究員が実際に企業に派遣される前に、持続可能な地域づくりに関する基礎知識を習得するためのものであり、大学、行政、NPO 等の様々な分野の第一線で活躍する専門家が講義を行いました。「成果発表会 2016」は、より多くの大学生が集い、研究所の取組を広く発信することを目的に実施しました。また、「地域環境活動の実践」については、研究員が環境活動の担い手として、より活躍できるよう、実際に活動する場を提供し、企業、NPO 等と連携した環境活動を実施するために取り組むものです。



基礎講座

平成 28 年度は、平成 27 年度の研究所活動の成果を踏まえて、プログラムを新たに追加するなど、この地域の大学生を環境リーダーとして育成するためには、どのような事業内容がふさわしいか検討し、「人づくり」を実施してきました。

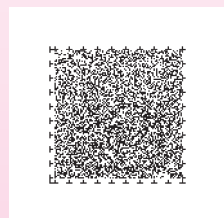
引き続き、平成 28 年度の研究所活動の成果等を踏まえて、研究所がこの地域全体にエコアクションの輪を広げる核となるよう、企業、大学、NPO 等と連携し、取り組んでいきます。

### 【平成 27 年度と 28 年度の研究所活動】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度
パートナー企業	5 社：アイシン精機(株)、ソニーエムシーエス(株)、東邦ガス(株)、(株)三井住友銀行、ユニグループ・ホールディングス(株)	10 社：アイシン精機(株)、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーション(株)、中部国際空港(株)、東邦ガス(株)、(株)ナゴヤキャッスル、(株)三井住友銀行、(株) Mizkan Partners、(株)三菱東京 UFJ 銀行、名鉄観光サービス(株)、ユニ(株)
研究員	20 名 ※13 大学から参加	40 名 ※22 大学から参加
プログラム	H27 年 8 月～12 月にかけて実施	
	①開所式	①開所式
		②基礎講座：2 日間
	②企業環境活動研究：4 日間	③企業環境活動研究：4 日間
	③成果発表準備：3 日間	④成果発表準備：3 日間
	④研究成果プレゼンテーション	⑤成果発表会 2016～考えよう！未来の環境～ ※研究成果をプレゼンテーション（参加者約 450 人）
	⑤修了式・成果発表会：2 日間	⑥出張成果発表会：2 日間
⑥出張成果発表会：2 日間	⑦地域環境活動の実践：2 日間	

### かがやけ☆あいちサスティナ研究所が先進政策創造会議で優秀賞を受賞！

全国知事会主催の「第 9 回全国先進政策創造会議」が平成 28 年 9 月に東京都で開催され、環境分野の優秀政策として研究所の取組が表彰されました。審査委員からは「愛知県らしさが光る取組であり、モノづくり県の特徴を最大限生かしている」と評価されました。



## 5 社会人の環境リーダーの育成～あいち環境塾～

本県では、平成 20 年度から公益財団法人名古屋産業科学研究所と共同で「あいち環境塾」を開講しています。

本塾は、産業技術の集積や豊かな自然環境などの本県の特徴や資源を考慮しつつ、環境を基調とした持続可能な社会づくりに向け、「ビジョン」と「こころざし」を持つ地域づくりのリーダーとなる人材を育成するものです。

### (1) カリキュラム

平成 28 年度は、1泊2日の合宿を含む全 12 日間のカリキュラムで実施しました。

塾生は、講義だけでなく講師との懇談やチームディスカッションを実施し、自らが積極的に学び、意見を交わすことを通じて互いの視野を広げ、分野を超えた協働の可能性を発見することを目指しています。



講義風景（平成 28 年度）

カリキュラムの各日程の講師には、環境関連分野における我が国の第一人者を招聘しており、塾生は、講義を通じて環境を多角的に学ぶとともに、講師と意見を交わし、理解を深めることができます。

最終日の発表会では、グループ単位で 20 年後の社会に向けての環境に関するビジネスモデルや政策を愛知県に提言するとともに、塾長である森岡愛知県副知事から修了証書が授与されました。

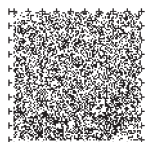
### (2) 卒塾後の活動

これまで、廃棄物処理業や製造業、NPO、自治体など様々な業種の、職種も異なる幅広い年齢層の方々が受講し、平成 28 年度までに 198 名が卒塾しました。

平成 26 年度には、卒塾生有志の方が中心となって、環境と経済の両立と持続可能な社会の形成を目的に、NPO 法人 AKJ 環境総合研究所を設立し、企業の CSR 活動や地域の自然環境保全をテーマとした ESD ワークショップを開催するなど、教育プログラムの開発をはじめとした様々な活動を行っています。

### 【平成 28 年度のカリキュラム】

日程	内容
1	開講式、基礎講座 I
2	基礎講座 II
3	午前：講義 I 廃棄物処理の課題と展望 (公財)廃棄物・3R 研究財団 理事長 岡山大学名誉教授 田中 勝 氏 午後：講師との懇談 チーム毎のディスカッション ※ 3 日目から 10 日目まで毎回実施
4	講義 II 日本のエネルギー戦略と今後 東京工業大学特命教授 柏木 孝夫 氏
5	講義 III 化学物質の有害性及びリスク とその管理 横浜国立大学名誉教授 浦野 紘平 氏
6	講義 IV 戦略 PR を通じて環境への取り組みを考える 南山大学経営学部経営学科 教授 川北 眞紀子 氏
7	中間発表 講義 V 生物多様性と生態系サービス 東北大学大学院生命科学研究科 教授 中静 透 氏
8	講義 VI 国際的な環境問題にどう対処するか 名古屋大学大学院環境学研究科 教授 高村 ゆかり 氏
9	講義 VII 環境分野の新規事業(ベンチャー)を創造する 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科 教授 尾崎 弘之 氏
10	講義 VIII 環境ってなんだろう? ーメディアからー 中日新聞社論説委員 飯尾 歩 氏
11・12	チームディスカッション 発表準備 (1泊2日の合宿) 発表会、修了式、交流会



## 特集2 「愛知目標」の達成に向けた生物多様性保全の取組

### ～「県内全域での協議会の設立」と「国際先進広域自治体連合による連携」～

平成22年（2010年）の秋に「いのちの共生を未来に」をテーマに、あいち・なごやで生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための世界目標である「愛知目標」が採択されました。「愛知目標」は「生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急的な行動を実施する」具体的な20の行動目標であり、2020年を目標年としています。

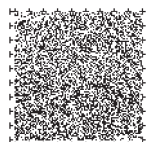
また、国連総会において平成23年（2011年）から平成32年（2020年）までの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることが決定され、愛知目標の達成に向けて国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の問題に取り組むこととされました。

こうした中、本県はCOP10の開催地としてふさわしい取組を積極的に推進していくとともに、リーダーシップを執って国際社会と協調して愛知目標の達成に貢献していく必要があります。

この特集では、COP10以降の本県の国内外の取組として、地域の特徴を生かした「県内全域での生態系ネットワーク協議会の設立」と世界をリードする「国際先進広域自治体連合による連携」について紹介します。

#### 【COP10で採択された愛知目標】

目標1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する	目標11	陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される
目標2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる	目標12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される
目標3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される	目標13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
目標4	すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する	目標14	自然の恵みが提供され、回復・保全される
目標5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	目標15	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する
目標6	水産資源が持続的に漁獲される	目標16	ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される
目標7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	目標17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する
目標8	汚染が有害でない水準まで抑えられる	目標18	伝統的知識が尊重され、主流化される
目標9	侵略的外来種が制御され、根絶される	目標19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される
目標10	サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	目標20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する



## 1 多様な主体の協働による生態系ネットワークの形成～生態系ネットワーク協議会～

### (1) 生態系ネットワークとは

野生生物の多くは、ひとつのタイプの自然で一生を完結しているわけではなく、複数の異なるタイプの自然を利用しています。例えば、ニホンアカガエルは、卵、オタマジャクシの時は田んぼや湿地、子ガエルは草地、親ガエルは林で冬眠といった生活をしています。

また、遺伝的な多様性を保つため、移動できる範囲内に同じタイプの自然が複数存在することも必要です。さらに、開発などで生息生育に適した自然がなくなった場合、移動できる範囲に同じタイプの自然があれば、その地域から絶滅する危険を減らすことができます。

このように、生物多様性を守っていくためには、同じタイプの自然や、異なるタイプの自然がネットワークされていることが必要であり、これを「生態系ネットワーク」といいます。

### (2) 生態系ネットワークの形成

経済活動が活発な本県では、市街化が進んだことにより生物がすみ場所が減少してきました。

そこで本県は、県民が暮らし、働き、学ぶ、身近な場所に自然を取り戻し、持続可能な形で将来の世代に伝えていくために、土地利用の転換や開発などにより分断され、孤立した緑地や水辺などの自然を保全、再生してつなげ、生態系を回復する「生態系ネットワークの形成」に県内全域で取り組んでいくこととしました。

平成 25 年 3 月に愛知目標を踏まえて「人と自然が共生するあいち」を基本目標に掲げ、策定した「あいち生物多様性戦略 2020」の中でも、この生態系ネットワークの形成を進めるための新しい仕組み「あいち方式」を重点的に推進していくこととしています。

#### 【生態系ネットワークの形成】

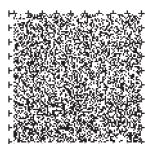


### (3) 生態系ネットワーク協議会の設立

生態系ネットワークの形成を進めるためには、土地所有者をはじめ、県民、事業者、NPO、行政といった地域の様々な立場の人々が集まり、共通の目標を持って、土地、労働力、費用などを提供し合い、協働して取り組む必要があります。

このため、本県では、自然や社会の特徴に応じて、県域を9地域に区分し、地域ごとに多様な主体で構成された生態系ネットワーク協議会(以下、「協議会」という。)の設立を進めてきました。

平成 22 年度からモデル事業として開始した協議会の設立は、平成 28 年 11 月 22 日に 9 番目の協議会が立ち上げられたことにより、県内全域に協議会が設立されました。



### 【生態系ネットワーク協議会の区分】



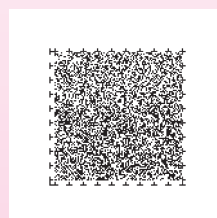
各地域で設立された協議会は、地域特性を踏まえて、取組テーマを定め、独自性のある生物多様性の保全活動を展開しています。

構成団体は、大学、企業、NPO、行政等を主なメンバーとしていますが、そのバランスは協議会ごとに異なっています。

### 【各協議会の取組テーマと構成団体】

平成 28 年 11 月 22 日現在

協議会名	設立年月	取組テーマ	会長（所属） （敬称略）	構 成 員					計
				大学等	企業等	農林漁業団体	NPO等	行政	
知多半島	H23.1	ごんぎつねと住める知多半島を創ろう	福田秀志（日本福祉大学健康科学部長）	3	14	-	8	11	36
東部丘陵	H23.3	23大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり	肘井直樹（名古屋大学教授）	23	3	-	1	11	38
西三河	H23.3	最先端のものづくりと最先端のエコロジーが好循環する暮らしを目指して	涌井史郎（中部大学客員教授）	5	6	2	9	7	29
尾張北部	H25.10	《うらやま》の豊かな自然を再発見しよう	林 進（犬山里山学研究所理事長）	3	2	-	5	5	15
新城設楽	H25.10	樹を活かす、地域を活かす、森のちからと人の営みが調和する奥三河	功刀由紀子（愛知大学教授）	1	4	-	8	5	18
東三河	H26.2	穂の国いきものがたり 子どもたちへ水と緑でつなげよう	梶野保光（東三河自然観察会理事）	5	4	-	10	5	24
渥美半島	H27.1	海と大地の恵みを活かし、人と自然を未来につなぐ渥美半島の創造	後藤尚弘（豊橋技術科学大学准教授）	2	8	1	22	3	36
西三河南部	H28.2	きらきら光る 碧い海 ～西三河沿岸が育む生きものたちのつながり～	片山幸士（人間環境大学名誉教授）	3	11	3	6	4	27
尾張西部	H28.11	サギやケリの舞う生命（いのち）豊かな尾張平野をめざして	長谷川明子（ピオトープ・ネットワーク中部会長）	2	11	-	14	18	45
合計				47	63	6	83	69	268



#### (4) 協議会の取組事例

最初の協議会の設立から5年が経過し、現在、各協議会において、生態系ネットワークの形成に資する取組や生物多様性の主流化を目指した県民を対象とした普及啓発活動が活発に行われています。

ここでは、各協議会の取組事例を一部紹介します。

##### ア 知多半島生態系ネットワーク協議会

「ごんぎつねと住める知多半島を創ろう」をテーマに、北部・中部・南部の3地区で特徴のある取組が進められています。

北部では、臨海部などの企業11社とNPO、県内の大学生が連携し、工場内へのビオトープ整備や緑地公開デーなどの取組「命をつなぐプロジェクト」が展開されています。

中部では、「里地モデル」としてキツネの生息に適した環境づくりが、南部では、「海のある里山モデル」として、松林の再生などが進められています。



北部の活動拠点（臨海部の企業緑地）



南部の活動（松林の再生）

##### イ 東部丘陵生態系ネットワーク協議会

東部丘陵は、名古屋市の東部に広がる丘陵地で、トウカイコモウセンゴケ、シラタマホシクサ等の「東海丘陵要素植物」やギフチョウ、ハッチョウトンボといった貴重な動植物が生息しています。23大学が加盟するという特徴を生かして、大学教授や学生による連続講座「自然再生カレッジ」やフォーラムの開催、大学キャンパスでのビオトープ整備などが進められています。



自然再生カレッジ（湿地の観察）

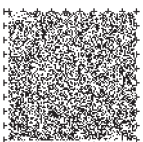
##### ウ 西三河生態系ネットワーク協議会

里山や田園など、多様な環境を有し、世界屈指の産業集積地でもあるこの地域では、企業によるビオトープ整備や市町村が設置した自然環境学習施設を中心とした活動が展開されています。

協議会では、工場敷地内に残された地域在来種の森から、市民が参加しながら苗木を育て、地域の緑化に活用していくプロジェクトを、企業、生活協同組合、市町村、NPO等と協働しながら進めています。



地域在来種の苗木の里親募集



## エ 尾張北部生態系ネットワーク協議会

尾張平野の北東部では、市街地の近くの丘陵地に、人々の暮らしを守ってきた森《うらやま》が広がっています。協議会では、「《うらやま》の豊かな自然を再発見しよう」をテーマに、地域共同戦略の策定を目指して、地域の財産を抽出し、その保全と活用策を考えるための学習会を市町村やNPO、企業などと開催しています。

## オ 新城設楽生態系ネットワーク協議会

豊かな自然に恵まれた地域ですが、人工林率が高いことや、山の手入れを行う人手不足等により山林の管理が難しくなっています。このため、協議会では、大学、企業、NPO、市町村、学生グループが協働して、針葉樹を伐採した跡地に広葉樹を植樹するバスツアーや、間伐材を材料に地元で製作した積み木を使った啓発イベントを実施しています。

## カ 東三河生態系ネットワーク協議会

東三河では、豊川の豊かな自然の恩恵を受けて人々の生活が営まれてきました。そのため、協議会では、自然の素晴らしさを、人から人へ、さらに次世代に伝えていくため、高校生や大学生が参加したフォーラムや親子で生物多様性を学ぶバスツアーといった活動を主に展開しています。

## キ 渥美半島生態系ネットワーク協議会

渥美半島は、海あり山あり、黒潮の影響を受けた温暖な気候に恵まれ、独特の豊かな自然に恵まれています。協議会では、渥美半島の自然の素晴らしさを学ぶための、フォーラムやバスツアーを開催し、生物多様性の保全を持続可能な地域振興につなげていくための方策を模索しています。

## ク 西三河南部生態系ネットワーク協議会

里山から矢作川下流の平野、そして三河湾へつながる地域であり、農業・水産業・工業が活発に展開されています。

協議会には、大学、NPO、企業、市町村のほか、学校や農林水産業関係団体など、多様なメンバーが参加しており、生きもの調査やビオトープ学習会、里山学習会など、生物多様性の知識を高め、多くの人々が生物多様性保全のために行動する地域を目指して活動しています。



地域財産を学ぶ学習会



針葉樹の皆伐跡地に広葉樹を植樹



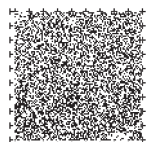
水族館にて学芸員から生物多様性を学ぶ



海浜性植物についての現地学習会



生きもの調査で身近な自然を学ぶ



## ケ 尾張西部生態系ネットワーク協議会

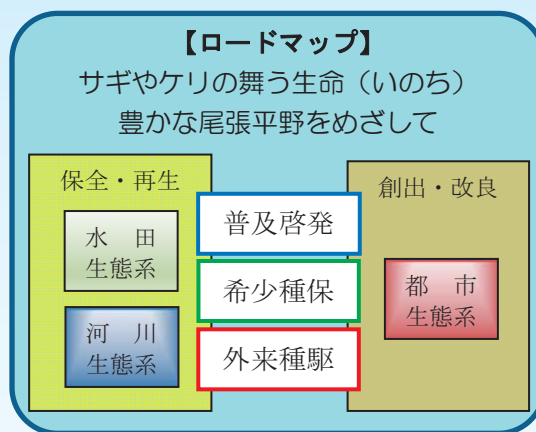
尾張平野は古くから開発が進んだ地域であり、生態系としては、水田・河川・都市の3類型に分類されます。平成28年11月に県内9番目の協議会として設立されたこの協議会では、水田・河川生態系では自然の保全・再生を、都市生態系では自然の創出・改良を目指して活動していきます。

### (5) 今後の展開

9つの協議会の加盟団体は、延べ268団体に上り(H28.11.22現在)、多様な主体が有機的に結びついたという点で、今までにない成果が得られたといえます。

今後、こうした取組のノウハウや成果を共有し、さらには協議会同士で連携することで、協議会活動のさらなる活性化を図っていくとともに、各地域の取組に関する情報を広く一般に発信していくことが重要です。

このため、県では平成28年度から、新たに、現地ワークショップや生態系ネットワーク成果発表会の開催により生態系ネットワーク成果共有化事業に取り組んでいます。



現地ワークショップにて  
関係する行政・NPOから話を聞く

## 2 国際社会をリードする取組～国際先進広域自治体連合による連携～

### (1) COP10以降の国際的取組

本県は、平成24年(2012年)にインド・ハイデラバードで開催されたCOP11、平成26年(2014年)に韓国・平昌(ピョンチャン)で開催されたCOP12においてサイドイベント(COPに併せて様々な団体が行うフォーラム行事)を主催したり、国際自治体会議に参加し、本県の取組をPRするとともに、生物多様性保全の先進的な取組を行っている世界のサブナショナル政府(州や県レベルの広域自治体)と交流を深めてきました。

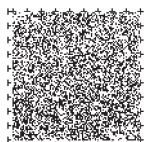
### (2) 国際先進広域自治体連合の設立

サブナショナル政府は、地域の生態系を広域的に管理し、地域を一体として保全活動を行うことができるとともに、国や市町村の取組の活性化を促進するなど、愛知目標の達成に向けた重要な役割が期待されています。

そこで本県は、COP10の開催地として、愛知目標の達成に向けた取組を世界規模で推進していくため、生物多様性の保全に先進的に取り組んでいる海外のサブナショナル政府等に対し呼びかけを行い、平成28年8月に世界各地の6つのサブナショナル政府からなる「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」(以下、「連合」という。)を立ち上げました。



COP12での国際自治体会議





## 【愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合の概要】

### 【目的】

- ・ 生物多様性分野における交流・連携を図ることで、相互に触発し合って取組の更なる強化を目指す。
- ・ 連合のリーダーシップにより、世界各地域のサブナショナル政府に対し、取組の活性化を促す。

【設立】 平成 28 年 8 月 2 日

### 【構成メンバー】



### (3) 連合の取組

この連合では、生物多様性の分野における情報交換を行うことで、それぞれの取組のさらなる強化を図るとともに、サブナショナル政府の役割に関する国際的な議論などを通じて、世界の生物多様性保全の取組の活性化を目指します。

#### ア ウェブ会議

連合メンバーと連携・交流を深め、結束を固めるため、電子メール等での調整に加え、ウェブ会議を開催し、COP13 での共同取組に向け、意見交換を重ねてきました。

#### イ COP13 での取組

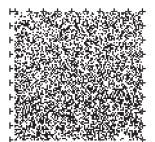
COP13 では、12 月 10 日（土）に連合として実際に顔を合わせた初の会合を開き、共同声明を採択しました。

11 日（日）には、国際自治体会議の中で連合の立ち上げと共同声明について発表し、世界の自治体に対して、この取組をアピールしました。

12 日（月）には、COP13 のサイドイベントの枠組を活用して、連合として最初の活動となる「連合フォーラム」を開催し、「愛知目標達成に向けたサブナショナル政府の貢献」をテーマに、各サブナショナル政府の取組を踏まえて、議論を展開し、締約国に対して、サブナショナル政府の重要性についてアピールしました。



ウェブ会議



## 【連合共同声明の骨子】

愛知目標の達成には、生態系の保全や持続的利用の取組を一体的に展開でき、また国や住民、市町村、企業、NPO、教育機関などと協働し、地域の生態系の特性に応じた固有の取組を展開することもできるサブナショナル政府（州、地域、県など）の積極的な貢献が不可欠である。

### 1 われわれの率先行動について

- ・ われわれは、先進的な生物多様性保全のための施策をそれぞれの地域において積極的に展開してきた。今後、こうした取組やそこから得られた成果について議論し、われわれの生物多様性保全の取組をさらにステップアップしていく。
- ・ さらに、世界のサブナショナル政府に対し、われわれが展開する議論に積極的に参加するとともに、その成果をそれぞれの地域での生物多様性保全の取組に生かしてもらおうよう呼び掛ける。
- ・ また、nrg4SD(\*1)や ICLEI(\*2)が主導する国際的なサブナショナル政府のための学び合いの取組に参加することを歓迎する。

### 2 締約国への呼び掛け

- ・ われわれは、各締約国に対し、各国内のサブナショナルその他の地方政府の能力向上に意を用いるとともに、生物多様性条約の実行や愛知目標の達成に向けサブナショナル政府をよりよく支援するよう呼びかける。
- ・ また、条約事務局には、「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画(2011-2020年)」の実現に向けた助言を今後も続けるよう呼びかける。
- ・ われわれは、このような目標を達成しようとする締約国、条約事務局その他の重要なプレーヤーによる努力に対して、可能な限り協力する。

2016年12月10日

日本 愛知県

メキシコ州政府連合

スペイン カタルーニャ州

カナダ オンタリオ州

カナダ ケベック州

ブラジル サンパウロ州

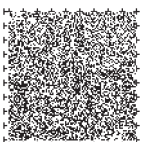
(支援団体)

nrg4SD

ICLEI

\*1 nrg4SD：持続可能な発展のための地方政府ネットワーク(Network of Regional Governments for Sustainable Development)のこと。サブナショナル政府レベルの国際協力を目指す団体。30か国57団体が加盟（事務局 ベルギー・ブリュッセル）。

\*2 ICLEI：持続可能性を目指す自治体協議会(International Council for Local Environmental Initiatives)のこと。持続可能な社会の実現を目指す世界1,500以上の自治体で構成された国際ネットワーク（事務局 ドイツ・ボン）。



【COP13の概要】


**【開催期日】**  
2016年12月2日（金）～17日（土）

**【開催場所】**  
メキシコ キンタナロー州 カンクン

**【開催規模】**  
参加人数 1万人程度

**【主要テーマ】**  
生物多様性の主流化と農林水産業との統合並びに国連持続可能な開発目標等の実施戦略計画2011-2020の実施及び愛知目標の達成に向けた戦略的行動

**【主な会議】**  
閣僚級会合（12月2日～3日）、全体会合（12月4日～9日、12日～17日）  
国際自治体会議（12月10日～11日）

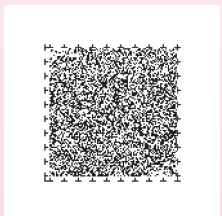
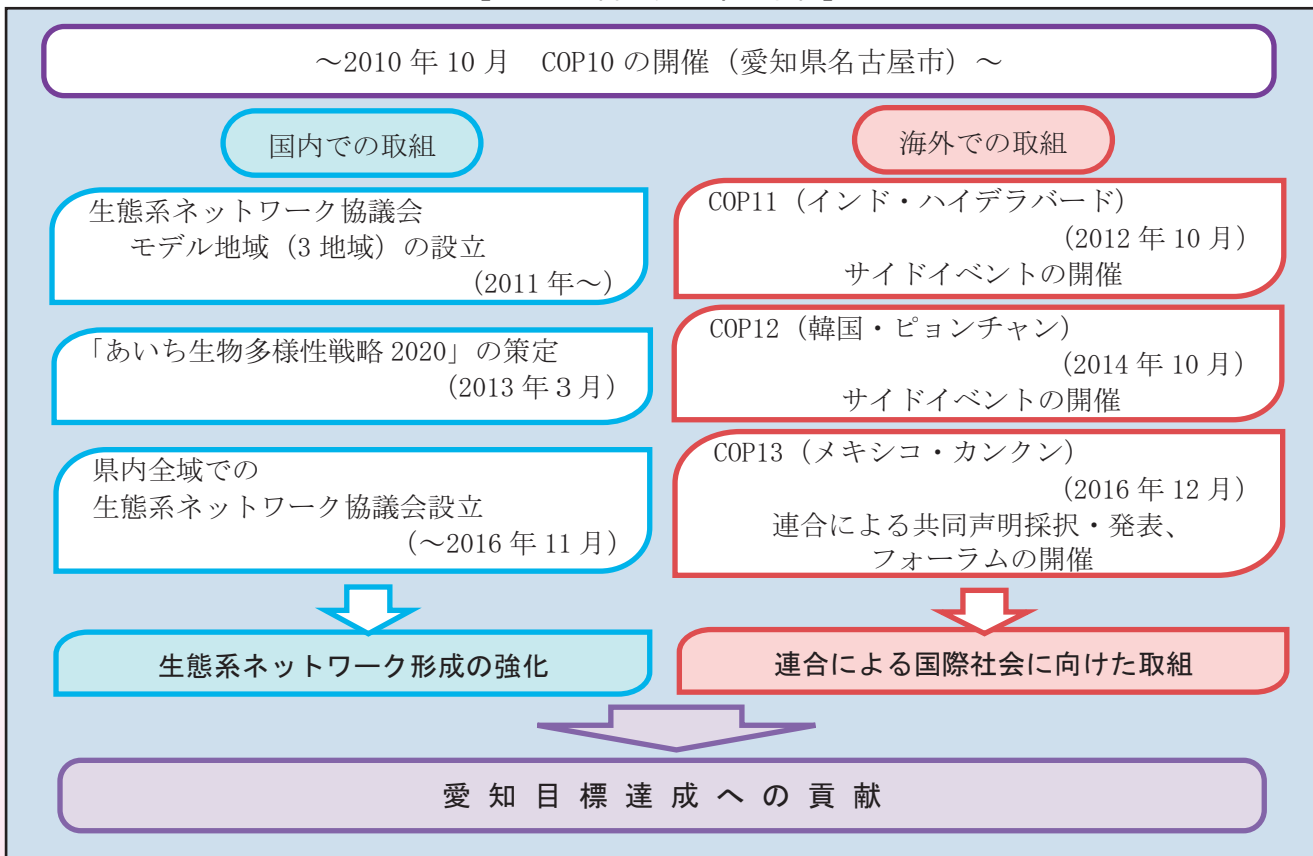


3 まとめ

COP10で採択された「愛知目標」の達成に向けた本県の取組は、今年、国内外において大きな節目を迎えることができました。

今後、これまでに得られた成果をもとに、県内における生態系ネットワーク形成の一層の促進と、「連合」による国際社会に向けた取組の一層の強化を図り、本県の名を冠した世界の目標「愛知目標」の達成に向けて貢献していきます。

【COP10以降の愛知県の取組】



## 特集3 愛知県災害廃棄物処理計画

### 1 愛知県災害廃棄物処理計画の策定

本地域では、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況です。また、近年、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といったリスクも高まっています。

一度、大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物が発生し、生活環境の悪化、復旧・復興の遅れへとつながりかねない事態に陥ることとなり、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓からも、被害が発生してからではなく事前に対策を講じておくことが重要となっています。

本県は、三大都市圏の一つである中京圏の中核を成し、人口規模は全国第4位、製造品出荷額等が38年連続で全国一の産業県であるとともに、交通の要衝であることから、災害発生時に本県が被る被害が日本全体にもたらす影響も大きいと考えられます。このため、本県には災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行い、生活及び産業活動の早期復旧・復興を果し、いち早く立ち上がり、復興の要となることが求められます。

このような背景を踏まえ、本県での災害発生後において、早期の復旧・復興を果せるよう、災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理するための「愛知県災害廃棄物処理計画」を、平成28年10月31日に策定しました。

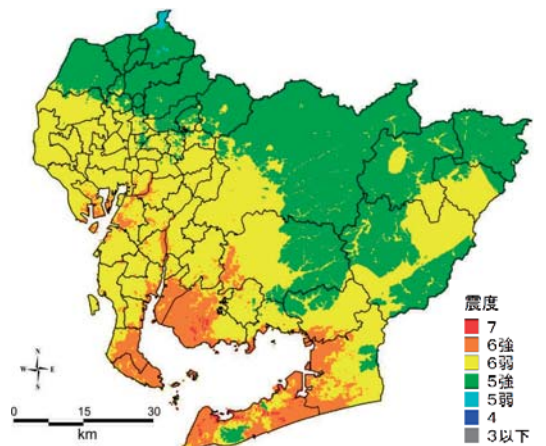
### 2 計画の概要

本計画は南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」により想定される被害を基にして、発災前の業務、発災後の応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項について、本県及び県内市町村等における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性をとりまとめたものです。

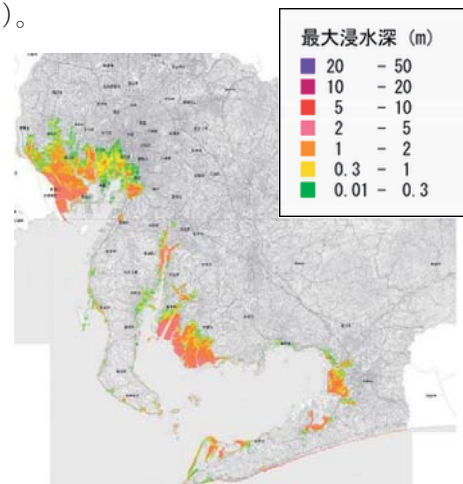
#### 過去地震最大モデル

南海トラフ地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルであり、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される（左図）。

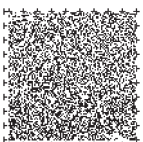
堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯等の広い範囲で浸水する想定となる。浸水想定域（浸水深1cm以上）は約26,500haと想定される（右図）。



想定震度分布（防災局調べ）



想定浸水深分布（防災局調べ）



### 3 災害廃棄物の種類

本計画で対象とする廃棄物は、①避難所等から発生するごみやし尿といった「被災者の生活に伴う廃棄物」と、②災害により壊れた家財道具や損壊した家屋等から生ずる「災害によって発生する廃棄物等」とし、それぞれ処理スケジュールを定めています。

#### 【廃棄物の種類と処理スケジュール】

廃棄物		処理スケジュール
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿	発災の翌日にはし尿の収集運搬を、3～4日後には避難所ごみの収集運搬を開始する。
災害によって発生する廃棄物等	可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、金属くず、処理困難な廃棄物※、津波堆積物	災害の規模や被害の状況を踏まえつつ、可能な限り早期の処理を目指す。(大規模災害時には概ね3年以内)

※ 有害廃棄物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車、廃船舶等

### 4 災害廃棄物処理の基本方針

災害発生後の県民の生活環境の保全に向けて、本計画では、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的な方針として、①県内の市町村による連携、②分別・選別の徹底及び再資源化の促進、③民間事業者との連携という三つの柱を掲げました。

#### 【災害廃棄物処理の基本方針】

##### ■ 県内の市町村による連携

災害廃棄物は、一度に大量の発生が見込まれ、単独の市町村では対応が困難なことが想定されるため、内陸部と沿岸部の市町村が連携した地域ブロック（尾張・西三河・東三河）により、速やかな処理を実施します。

##### ■ 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

大量の災害廃棄物に対し、発生段階から分別、仮置場での選別の徹底及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を図ります。

##### ■ 民間事業者との連携

災害廃棄物の処理に当たっては、市町村自らによる処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指します。



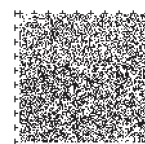
市町村との連携（担当会議）

### 5 各主体の役割・連携

#### （1）市町村の役割

災害廃棄物は原則として一般廃棄物であるため、市町村がその処理の責任を担うこととなります。

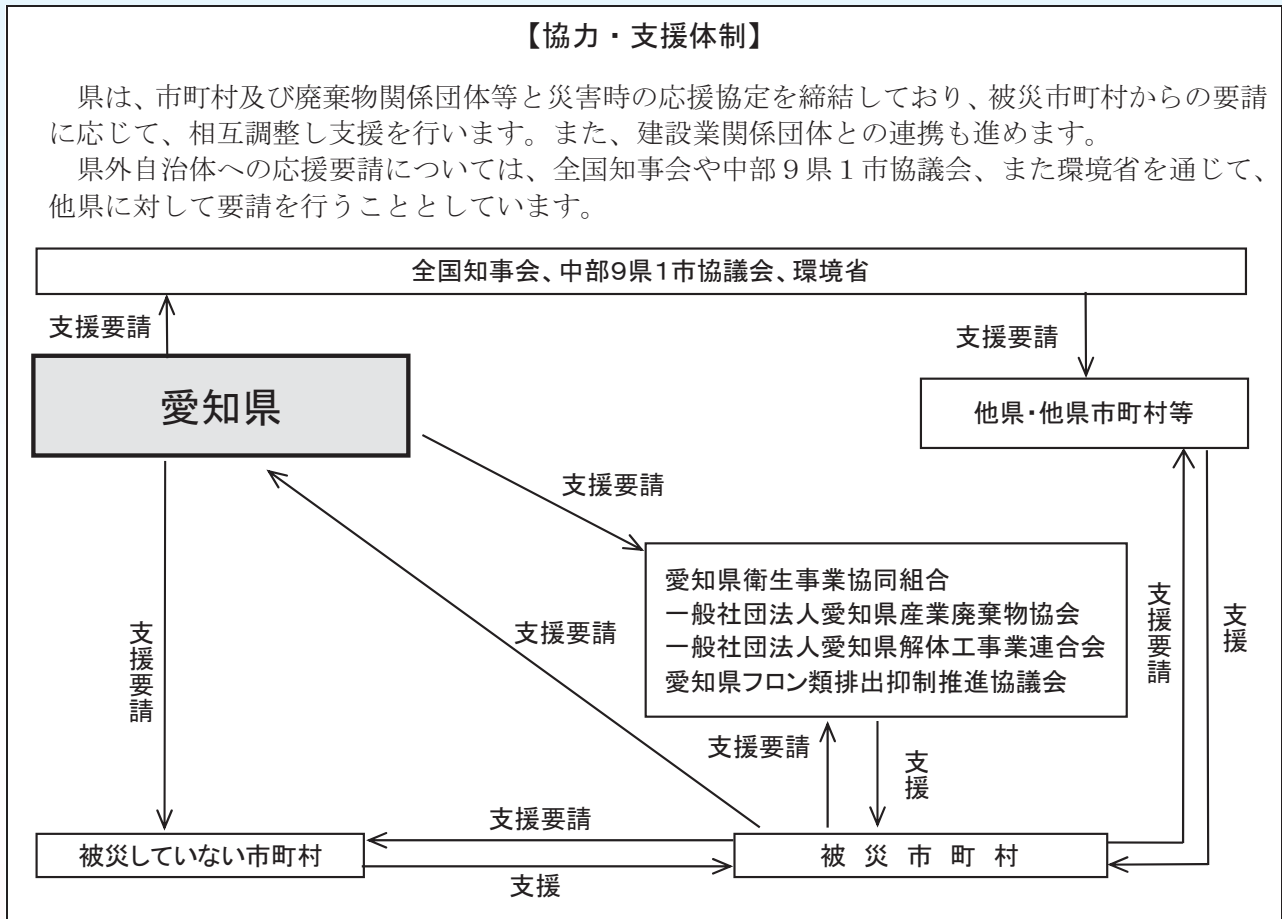
そのため、市町村は、災害時に域内の廃棄物を迅速かつ適正に処理が行える体制を整備する必要があります。また、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、本計画と整合を図った市町村災害廃棄物処理計画を作成することとしています。



## (2) 本県の役割

本県は、市町村に対して災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行い、市町村における災害廃棄物対策を促進するとともに、市町村及び民間事業者団体、他県、国との間で協議・調整を行い、広域的な協力・支援体制を整備します。

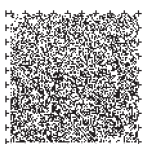
また、甚大な被害を受けた市町村が、自らのみでは災害廃棄物処理行政を遂行することが困難な場合には、県は市町村から事務の一部を受託し、県が災害廃棄物の処理を行う場合があります。



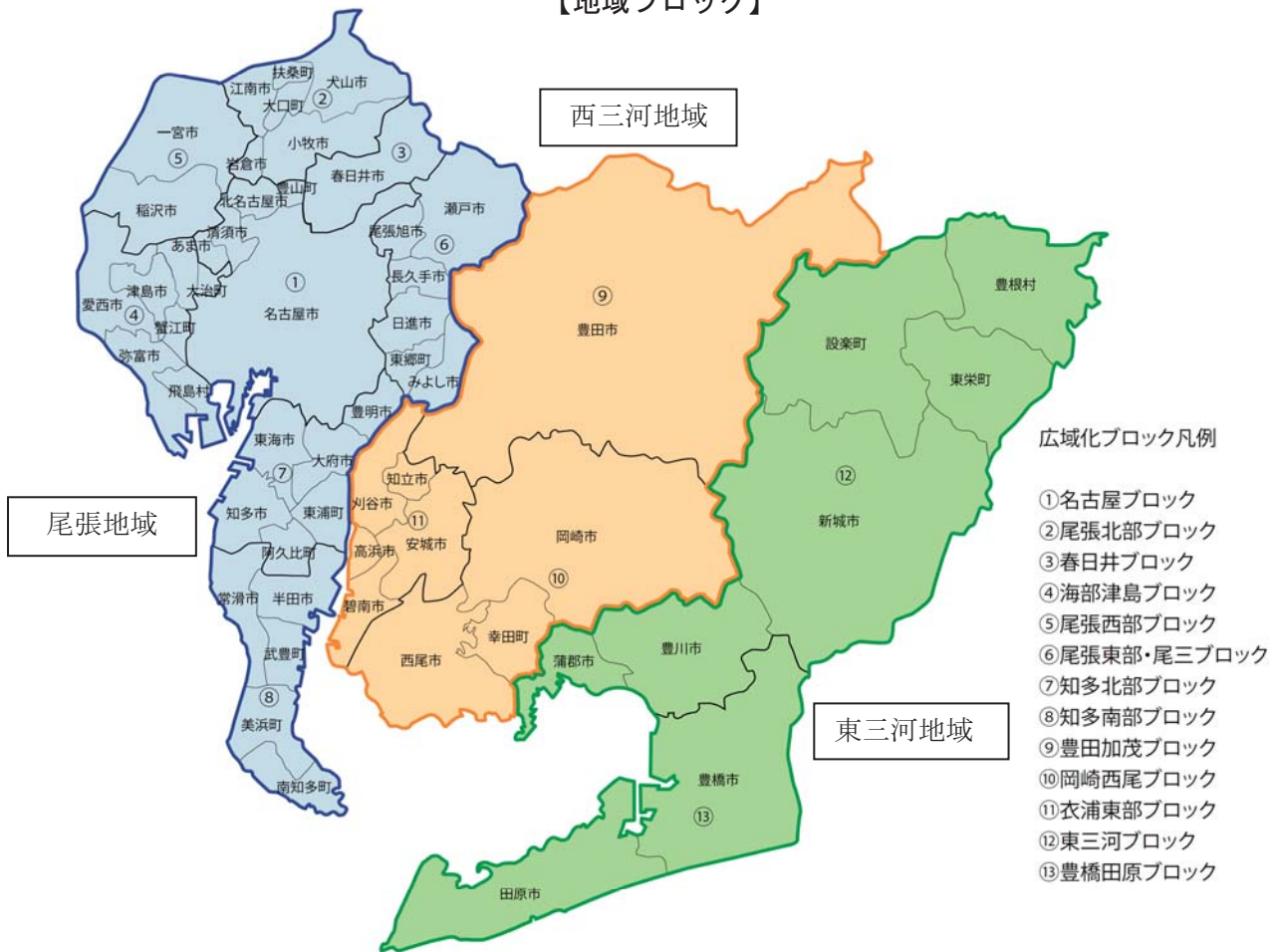
## (3) 地域間連携

災害時に大量に発生する廃棄物について、できる限り速やかに対応するため、事前に地域ブロック分け（尾張地域、西三河地域、東三河地域）を行い、発災前及び発災後における市町村間の連携を促進していきます。

地域間連携の考え方としては、まずは、被災市町村の自助努力をベースに、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づく13の広域化ブロック内での連携を推進します。次に、必要に応じて尾張、西三河、東三河の三つの地域ブロックごとに連携を拡大し、さらには、地域ブロック間での協力や県外との広域による連携を検討・展開していきます。



【地域ブロック】



(環境部作成)

## 6 災害廃棄物処理対策

### (1) 被災者の生活に伴う廃棄物

#### ア ごみ

被災者の避難所への移動により、発災1週間後では生活ごみの約1割に当たる避難所ごみの発生が見込まれます。また、家庭からの粗大ごみの排出が増加します。このため、市町村は、災害時の収集体制の組み直し方法や、収集車両や処理施設が不足する場合の依頼先について、事前に整理しておくことで、発災3～4日後には避難所ごみの収集を開始することとしています。

【推計発生量】

(単位：t/日)

区分	発災前	発災1週間後
生活ごみ	5,700	5,100
避難所ごみ	—	600
合計	5,700	5,700

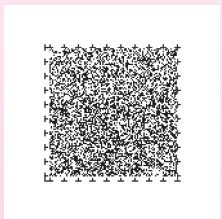
#### イ し尿

避難所や公園等に仮設トイレが設置されるため、発災1週間後では発災前の約10倍程度の汲み取りし尿の発生が見込まれます。このため、通常時には浄化槽汚泥を収集している車両(バキュームカー)の協力が得られる体制づくりや、処理施設等が不足する場合の依頼先について事前に整理しておくことで、発災の翌日から順次汲み取りし尿を回収することとしています。

【推計発生量】

(単位：k1/日)

区分	発災前	発災1週間後
汲み取りし尿	360	2,600～4,800



## (2) 災害によって発生する廃棄物等

南海トラフ地震により、本県のごみ総排出量の約10年分に当たる2,709万t（災害廃棄物2,062万t、津波堆積物647万t）という多量の災害廃棄物等の発生が見込まれます。

こうした廃棄物は、まず速やかに生活圏から廃棄物の一時保管等を行う仮置場への撤去を行う必要があります。このため、市町村における仮置場候補地の確保を進めていきます。

また、災害廃棄物の円滑な処理を進めるために、発生段階からできる限り分別収集を行うとともに、仮置場での選別・再資源化を徹底し、発生量の約8割をリサイクルすることとしています。

どうしても処理しなければいけない可燃物や不燃物については、既存の廃棄物処理施設を最大限活用するとともに、仮設焼却炉の設置や県外広域処理の要請等により対処し、概ね3年以内の処理完了を目指します。

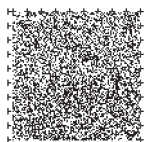
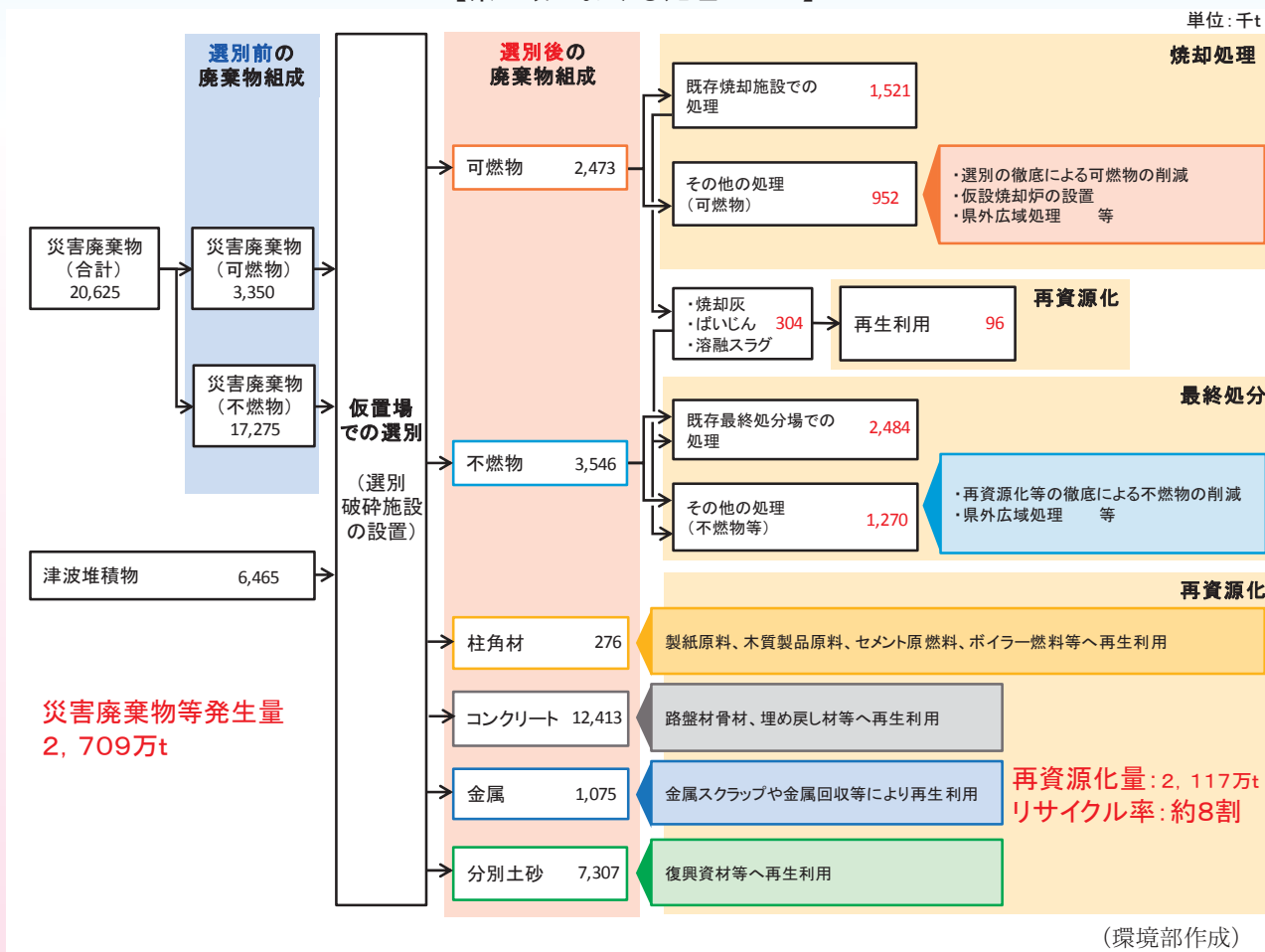
## 7 計画の推進

今後、県内市町村では災害廃棄物処理計画を平成30年度までに策定する予定です。本県はその支援を行うとともに、災害を想定した実践的な訓練、職員や関係者の人材育成等を進めることにより、災害が発生した際にできる限り迅速に対応できるよう、事前の備えを進めていきます。

【災害廃棄物等推計発生量】（単位：万t）

区分	災害廃棄物	津波堆積物	合計
尾張地域	1,272	373	1,645
西三河地域	471	168	639
東三河地域	319	106	425
合計	2,062	647	2,709

【県全域における処理フロー】





# 地球温暖化

## ● 地球温暖化とは

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇していく現象であり、大気中 CO<sub>2</sub> 濃度（世界平均値）は、産業革命（18 世紀～19 世紀頃）前の約 280ppm から 2014 年には 397.7ppm に上昇しています。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、2013 年（平成 25 年）9 月～2014 年（平成 26 年）4 月に順次公表された三つの作業部会の報告書を取りまとめ、2014 年 11 月 2 日に「第 5 次評価報告書 統合報告書」を公表しました。

この中では、1880 年から 2012 年までに世界の平均気温は 0.85℃上昇しており、その主な原因は人為起源の温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いとしています。

また、有効な対策を取らず、現状のまま温室効果ガスの排出が続いた場合、今世紀末の平均気温は最大 4.8℃上昇し、海面水位は最大 82cm 上昇すると予測しており、人々の健康や生態系に不可逆的な影響を及ぼすリスクが非常に高くなるとしています。

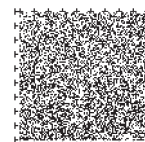
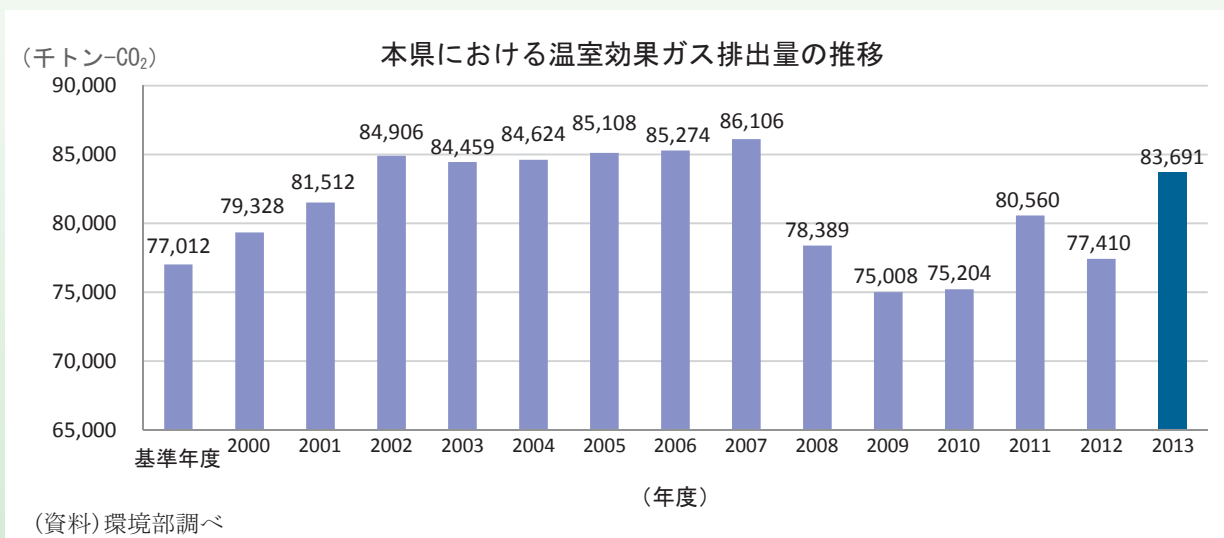
その上で、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑えとの国際目標を達成するためには「多様な道筋がある」としており、そのためには、温室効果ガスの排出量について、2050 年までに 2010 年比で 40～70%削減するとともに、今世紀末までにほぼゼロとすることが必要としています。

## ● 本県における温室効果ガスの状況

2013 年度（平成 25 年度）の本県の温室効果ガス排出量は、約 83,691 千トン-CO<sub>2</sub>であり、前年度の排出量と比べて、8.1%増加しています。

排出量増加の主な要因は、電力量あたりの CO<sub>2</sub>排出量が前年度 0.373kg-CO<sub>2</sub>/kWh から 0.509 kg-CO<sub>2</sub>/kWh に増加したためです。

また、平成 24 年 2 月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略 2020」の基準年度である 1990 年度と比べて、8.7%増加しています。



### 本県における温室効果ガス排出量

区分		基準年度排出量 (千トン-CO <sub>2</sub> )	2013年度排出量(割合) (千トン-CO <sub>2</sub> ) (%)	増減率(1990—2013) (%)	
				区分内	
エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	産 業	42,898	42,126( 54.0)	▲ 1.8	+ 8.9
	民生(家庭)	7,315	10,223( 13.1)	+ 39.7	
	民生(業務)	8,387	12,148( 15.6)	+ 44.8	
	運 輸	11,041	11,158( 14.3)	+ 1.1	
	エネルギー転換	1,481	2,311( 3.0)	+ 56.0	
	小 計	71,124	77,966(100.0)	+ 9.6	
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O		3,224	3,620	+ 0.5	
代替フロン等3ガス		2,664	2,106	▲ 0.7	
合 計		77,012	83,691	+ 8.7	

(注) 1 基準年度は1990年度〔ただし、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF<sub>6</sub>)は1995年度〕である。

2 増減率は、区分内については基準年度排出量に対する2013年度排出量の増減を、それ以外は基準年度排出量の合計(77,012千トン-CO<sub>2</sub>)に対する2013年度排出量の増減を示す(基準年度より増加している場合は+、減少している場合は▲で表示している)。

3 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(資料)環境部調べ

### ● 地球温暖化対策に関する施策

「あいち地球温暖化防止戦略2020」では、2020年度(平成32年度)における県内からの温室効果ガス排出量を、1990年度(平成2年度)比で15%削減という目標に向け、本県の地域特性を踏まえた4つの取組方針の下、17の重点施策の展開により、「環境と暮らし・産業が好循環する持続可能な愛知」を目指すことにしています。これらの取組を中心に、多様な主体の参加を促しながら地球温暖化対策を推進しています。

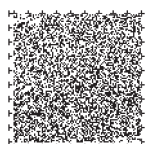
#### ◇ あいちCO<sub>2</sub>削減マニフェスト2020

「あいちCO<sub>2</sub>削減マニフェスト2020」とは、事業者の方々に地球温暖化対策に主体的に取り組んでいただくため、事業者が自ら定めた具体的な取組内容を宣言し、県が認定・公表することで他の事業者や他地域への展開を期待するものです。平成27年度末における認定事業者数は、45社となっています。

#### ◇ 地球温暖化対策計画書制度

県民の生活環境の保全等に関する条例では、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場・事業場を設置し又は管理する者(地球温暖化対策事業者)に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書(地球温暖化対策計画書)を原則3年の計画期間ごとに作成すること及び前年度の措置の実施の状況を記載した書面(地球温暖化対策実施状況書)を作成し知事に提出することを義務付けています。

平成27年度に提出された地球温暖化対策実施状況書を集計した結果、平成26年度の温室効果ガス排出量は36,933千トン-CO<sub>2</sub>であり、前年度(平成25年度)比で4.2%増加しました。



## ◇ 住宅用地球温暖化対策設備の普及促進

家庭のCO<sub>2</sub>削減に効果の大きい太陽光発電施設などの普及促進を図るため、県は、平成15年度から、補助制度を有する市町村と協調して、住宅用太陽光発電施設を設置する県民に対し、その費用の一部を補助しています。平成27年度から家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、燃料電池、蓄電池及び電気自動車等充給電設備を補助対象として拡大しています。この普及啓発を図るため、設備毎の「創エネ・省エネ・蓄エネ」の特徴を紹介した大型パネルや「省エネ設備導入ガイド」を作成するとともに、「あいち住まいるフェア2015」に出展しました。

また、平成28年度から集合住宅も補助対象として追加し、さらなる拡大を図っています。

平成24年から国において開始された太陽光発電等の固定価格買取制度の効果もあり、本県の住宅用太陽光発電施設の設置数は、平成27年度末で約15万3千基に上り、全国第1位となっています。

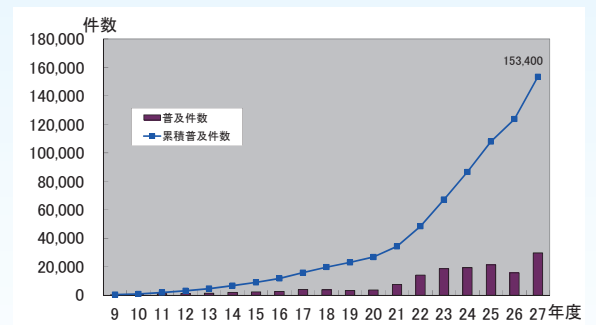
## ◇ 「あいちエコチャレンジ21」県民運動

平成27年度は、愛知県地球温暖化防止活動推進センターや、地域における地球温暖化対策推進等の担い手として知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員（平成28年3月末現在で140名）などの協力を得て、小学校等における「ストップ温暖化教室」の開催、各種イベントにおけるブース出展などを行いました。

また、家庭から排出されるCO<sub>2</sub>の「見える化」を図るため、協賛企業から商品の提供を受け、環境家計簿をウェブ上で記帳できる「わが家の省エネ&CO<sub>2</sub>ダイエット作戦」を平成23年度から実施しています。

さらに、つる性の植物で建物の窓や壁面を覆うことで室内や壁面の温度上昇を抑える「緑のカーテン」の普及を図るため、平成21年度から「あいち緑のカーテンコンテスト」を実施しています。平成27年度は139事例の応募があり、部門ごとに優秀事例を決定しました。

住宅用太陽光発電施設普及件数



## 大気環境

### ● 大気汚染とは

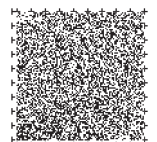
大気汚染とは、工場、事業場から排出されるばい煙、自動車排出ガスなどの各種汚染物質によって大気が汚れ、人の健康や生活環境に悪影響が生じる状態をいいます。

### ● 大気汚染の概況

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、二酸化硫黄などによる大気汚染の状況把握のための調査を行っていますが、その概況は次のとおりです。

#### ◇ 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

二酸化硫黄は、石油や石炭等の燃料を燃焼する際に、その中に含まれる硫黄が酸化されて発生し、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えると同時に呼吸機能に影響を及ぼすとされています。大気中の二酸化硫黄の濃度は改善が進み、三宅島噴火の影響があった平成12年度を除き、昭和55年度以降すべての測定局で環境基準を達成しています。



#### ◇ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

物質の燃焼により、空気中の窒素等が酸化されて発生し、高濃度のときは目、鼻等を刺激するとともに呼吸器に影響を及ぼすとされています。平成 27 年度の環境基準達成率は、一般局、自排局のいずれにおいても 100%であり、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

#### ◇ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、主に物質の不完全燃焼によって発生し、高濃度のときは頭痛、めまい、意識障害を起こすとされています。昭和 48 年度以降、環境基準達成率は一般局、自排局いずれも全て 100%を維持しています。

#### ◇ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が 10 $\mu$ m 以下のものをいい、産業活動、自動車走行、土砂の巻き上げなどにより発生し、高濃度のときは呼吸器等に悪影響を与えるとされています。平成 27 年度においては、一般局では 63 局中 62 局で環境基準を達成し、自排局では 23 局全てで環境基準を達成しました。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

#### ◇ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素等が太陽の紫外線などにより光化学反応を起こし二次的に生成される汚染物質の総称で、光化学スモッグの原因となっており、高濃度のときは目を刺激し、呼吸器、その他の臓器に悪影響を及ぼすとされています。平成 27 年度においては、平成 26 年度と同様すべての測定局で環境基準を達成していません。光化学スモッグ予報の発令日数は 8 日で、うち 1 日は尾張東、西三河及び豊田区域で注意報を発令しました（警報及び重大警報は発令なし）。なお、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。なお、昼間（5 時から 20 時まで）年平均値は、横ばいの傾向にあります。

#### ◇ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

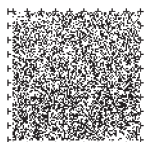
微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 $\mu$ m 以下の粒子のことです。粒径が小さいため吸い込むと肺の奥深くまで達し、健康への影響が懸念されています。平成 21 年 9 月に環境基準が設定され、平成 23 年 4 月から常時監視を開始しました。平成 27 年度においては、一般局では 40 局中 35 局で環境基準を達成し、自排局では、15 局中 13 局で環境基準を達成しました。

なお、平成 28 年 10 月 31 日時点で、県全体で 55 測定局において測定しています。

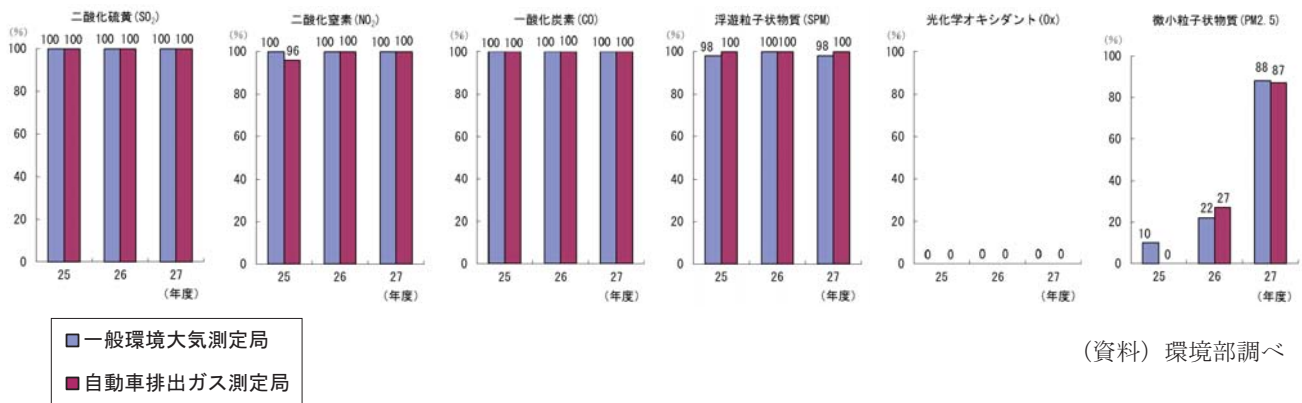
#### ◇ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質については環境基準が、また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物の 9 物質については「**環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値**」が定められています。

県は、ベンゼン等 4 物質及びアクリロニトリル等 9 物質についてモニタリング調査を実施しており、平成 27 年度はすべての地点で環境基準を達成するとともに指針値を満足しています。

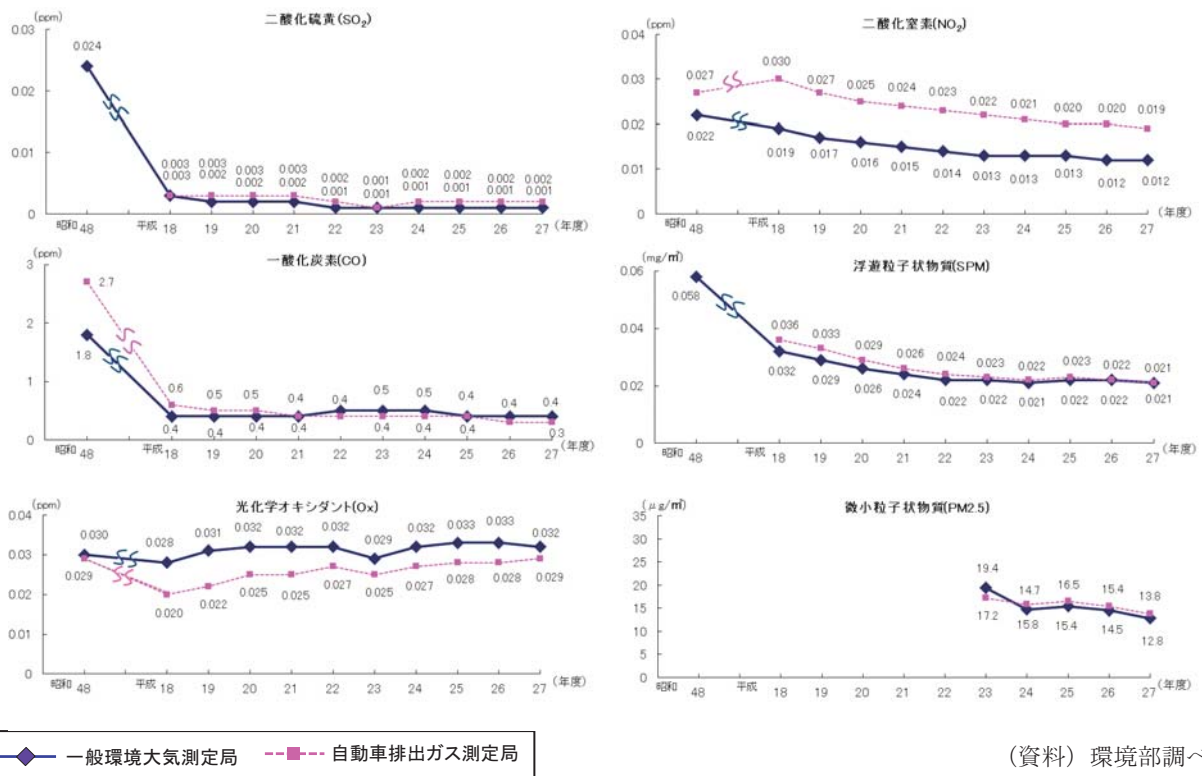


## 大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



(資料) 環境部調べ

## 大気汚染に係る環境基準が定められている物質の全県年平均値の経年変化

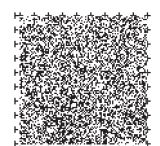


(資料) 環境部調べ

## ● 大気汚染の防止に関する施策

### ◇ 工場・事業場への規制

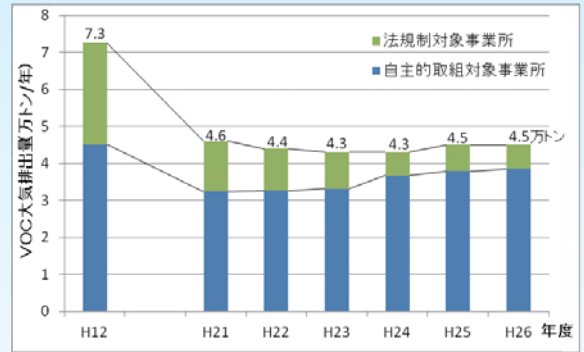
大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等のばい煙や粉じんの発生施設に対する排出規制を行っています。また、生活環境保全条例に基づき、ばい煙や粉じんの規制対象施設を追加するとともに、それらの排出基準を定めることなどにより排出規制を強化しています。平成 27 年度は延べ 2,645 工場・事業場について立入検査を実施し、施設の使用状況、処理設備の管理状況、ばい煙の排出状況等を確認し、必要に応じて改善指導等を行いました。



◇ VOC（揮発性有機化合物）対策の推進

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）は、**大気汚染防止法**の改正により、平成 18 年 4 月から排出規制が始まりました。県は、啓発資料の作成、講習会等の開催や、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」に基づき、事業者の VOC 排出抑制の取組を支援しています。その結果、県内の VOC 排出量は平成 12 年度 7.3 万トンから平成 22 年度 4.4 万トンに約 4 割削減され、目標の 4.6 万トンを達成し、その後も目標値を維持しています。

県内のVOC排出量の推移



(資料) 環境部調べ

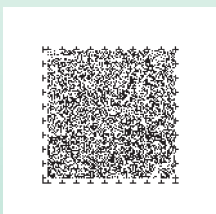
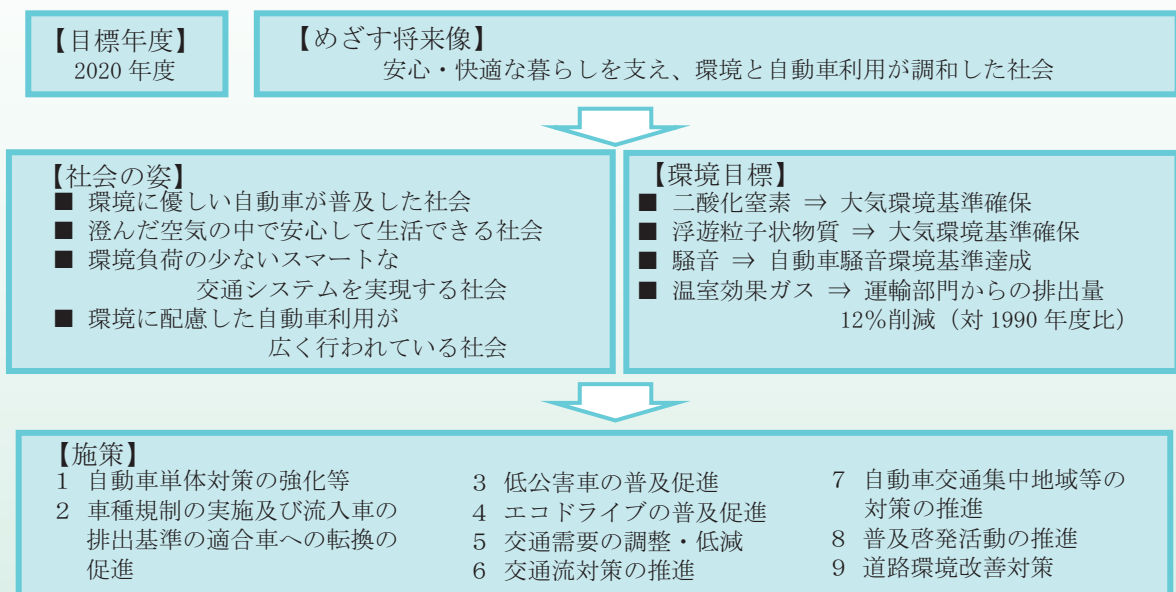
◇ アスベスト対策の推進

アスベスト（石綿）は、**大気汚染防止法**により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として特定粉じん指定されています。特定粉じんについては特定粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業の規制が行われています。県内の特定粉じん発生施設については平成 18 年度末までにすべてが廃止されており、特定粉じん排出等作業については、平成 27 年度は県に 173 件の届出があり、立入検査等により特定粉じんの飛散防止について事業者に対する指導を行っています。

◇ 自動車による大気汚染対策

大気環境基準の確保や温室効果ガスの削減に向け、県の特色を生かした先進的かつ効果的な施策を盛り込み、さらに「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づく「総量削減計画」を取り込んだ「**あいち自動車環境戦略 2020**」を平成 25 年 3 月に策定し、目標年度である平成 32 年度（2020 年度）に向けて、「安心・快適な暮らしを支え、環境と自動車利用が調和した社会」の実現を目指し、低公害車の普及促進や流入車の排出基準の適合車への転換の促進などの自動車環境対策を推進しています。

あいち自動車環境戦略 2020 の施策体系



#### ◇ 自動車NOx・PM法対策地域における流入車対策

県は、名古屋市及び岡崎市とともに「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を平成22年8月に策定、施行しました。

この要綱では、運送事業者等が県内の対策地域でトラック・バス等を運行する場合は、車種規制適合車を使用するとともに、荷主等が貨物等の運送を委託する場合には、運送事業者等に対して車種規制非適合車を使用しないよう要請することとなっています。また、一定規模以上の荷主等は、その要請状況を毎年度報告することとなっています。

## 生活環境（騒音・振動・悪臭）

### ● 概況

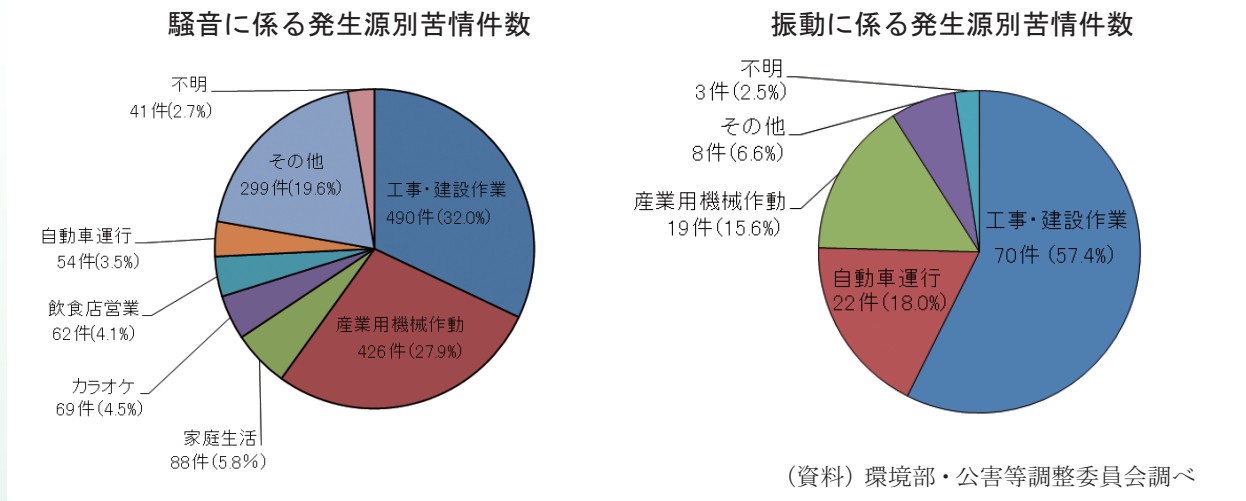
騒音、振動、悪臭は各種公害の中でも日常生活に関係が深いうえ、その発生源が多種多様で苦情の件数も多いことから、その解決に当たっては地域の実情をよりの確に把握している市町村の役割が大きいと考えられます。

このため、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び県民の生活環境等の保全に関する条例（以下本章において「生活環境保全条例」という。）に基づいた規制、指導は市町村長が行い、県は町村の規制地域の指定、規制基準の設定及び市町村に対する必要な協力・支援を行っています。

### ● 騒音・振動の現況

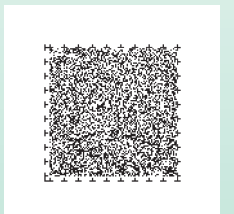
#### ◇ 一般の騒音・振動

平成27年度の騒音に係る苦情件数は1,529件、振動に係る苦情件数は122件で、発生源別の内訳はそれぞれ次の図のとおりです。



#### ◇ 自動車騒音・道路交通振動

平成27年度の主要幹線道路沿いの自動車騒音は、1,020区間492,458戸中473,663戸で環境基準を達成しました。一方、自動車騒音に関する要請限度については、132地点中6地点で超過しました。また、道路交通振動については、平成27年度に測定した64地点のすべてで要請限度を下回りました。



**要請限度：**騒音規制法第 17 条第 1 項に基づき市町村長が、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、県公安委員会に対して措置要請する際の基準。また、振動規制法第 16 条第 1 項に基づき市町村長が、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は県公安委員会に対して措置要請する際の基準。

#### ◇ 航空機騒音

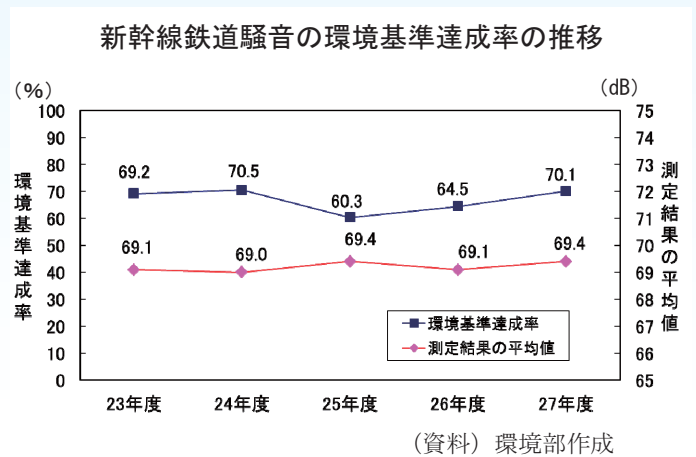
県営名古屋空港では、平成 27 年度は 5 地点で通年測定、11 地点で短期測定を実施し、16 地点中 7 地点で環境基準を達成しました。

中部国際空港では、平成 27 年度は、夏季と冬季に、空港周辺の 7 地点で短期測定を実施し、環境基準の地域類型を指定した地域の 5 地点については全て環境基準を達成、指定地域外の 2 地点についてもいずれも環境基準値を下回りました。

#### ◇ 新幹線鉄道騒音・振動

平成 27 年度は、沿線 77 地点で新幹線鉄道騒音を測定した結果、54 地点で環境基準を達成し、達成率は 70.1% でした。また、測定結果の平均値（各地点の測定結果の算術平均値）は 69.4 デシベル（dB）でした。最近 5 か年の環境基準の達成率は右図のとおりです。

また、新幹線鉄道振動については、沿線 29 地点で測定した結果、すべての地点で振動指針値を下回りました。



### ● 悪臭の現況

平成 27 年度の悪臭に係る苦情件数は 887 件で、発生源別の件数は右図のとおりです。

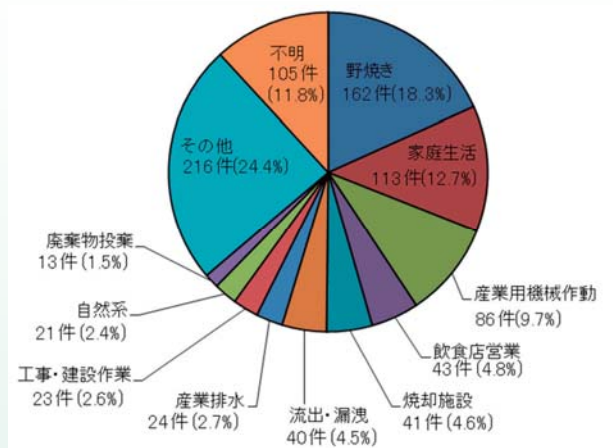
### ● 県の施策

工場・事業場の操業に起因する騒音・振動及び建設作業に伴う騒音・振動を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づき町村の規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

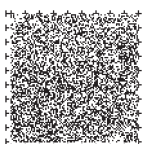
また、工場・事業場からの悪臭を規制するため、悪臭防止法に基づき、町村の規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

さらに、生活環境保全条例に基づき、法律で規制されていない深夜営業騒音の規制、音響機器の使用制限、悪臭関係 15 業種に対する届出の義務づけ等を行い、生活環境の保全に努めています。

悪臭に係る発生源別苦情件数



(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ





# 水環境

## ● 水質汚濁とは

水質汚濁とは、河川や海域などの公共用水域や地下水に含まれる有機物、重金属などの有害物質や富栄養化の原因である窒素、リンの量が増加した状態をいいます。その汚濁原因は、家庭、工場・事業場、畜舎、田畑等からの排水です。

## ● 水質汚濁の現況

公共用水域の水質の環境基準については、すべての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、水域類型の指定がされた河川、湖沼及び海域に適用される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2種類が設けられています。平成27年度は、河川103地点、湖沼2地点、海域41地点の調査を行いました。現況は以下のとおりです。

### ◇ 公共用水域（河川、湖沼、海域等）

#### <健康項目>

カドミウム、鉛など139地点（河川98地点、湖沼2地点、海域39地点）で調査を実施した結果、名古屋市内水域の荒子川の荒子川ポンプ所で1,2-ジクロロエタンが環境基準を達成しませんが、その他の項目及びその他の138地点におけるすべての項目で環境基準を達成しました。

#### <生活環境項目>

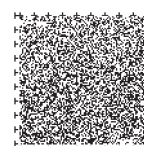
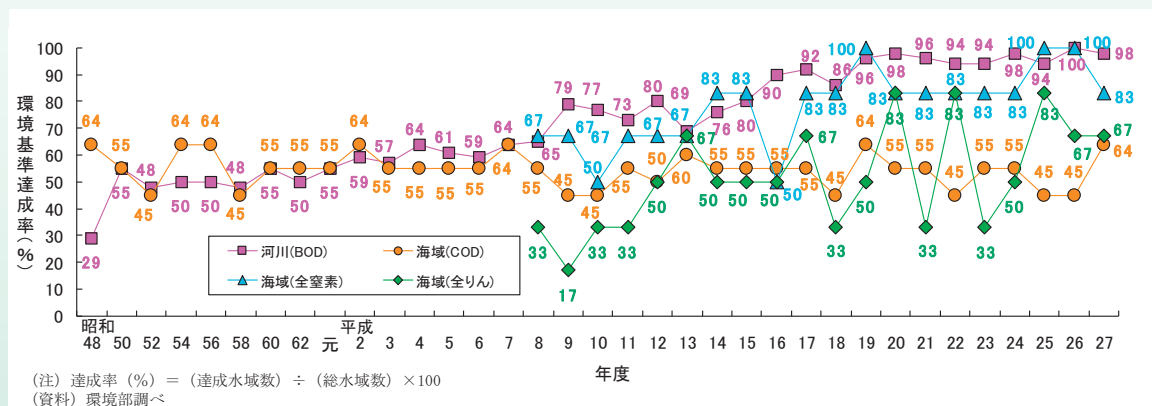
生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）などの調査を実施しました。河川に適用されるBODについては、平成27年度は49水域のうち48水域で環境基準を達成しました。湖沼のCODの環境基準が適用される油ヶ淵では、環境基準を達成しませんでした。海域のCODについては、伊勢湾、衣浦湾及び渥美湾の11水域のうち7水域で環境基準を達成しました。

全窒素及び全りんについては、伊勢湾及び三河湾の6水域のうち、全窒素は5水域で、全りんは4水域で環境基準を達成しました。

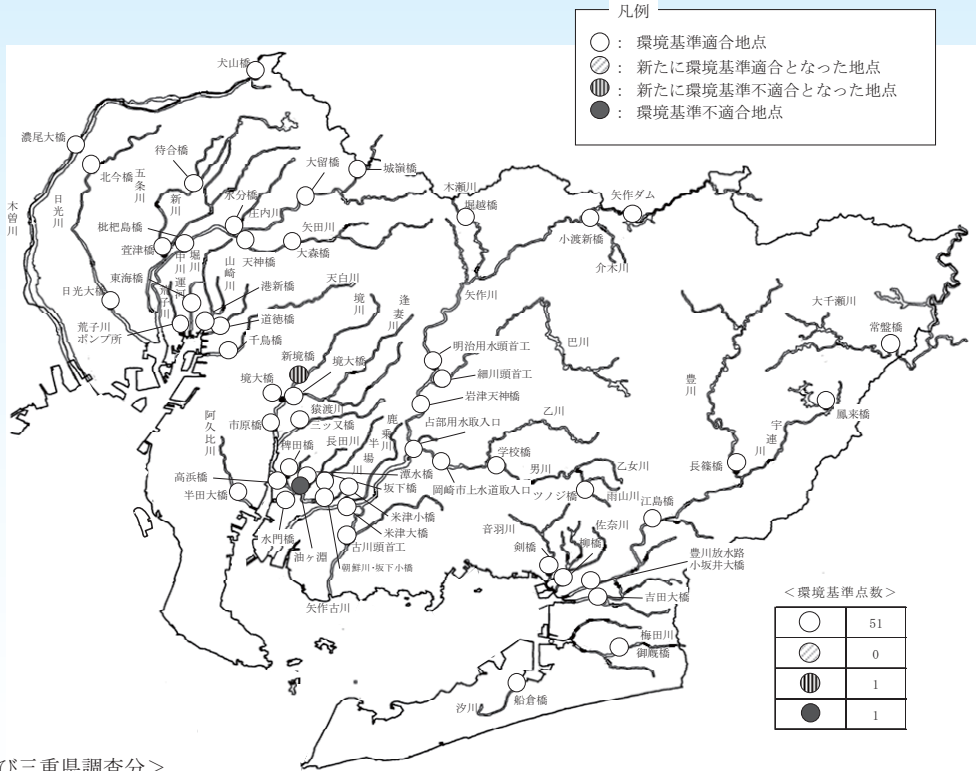
BODの達成率の長期的な推移をみると改善傾向であり、COD、全窒素及び全りんの達成率の長期的な推移は、いずれの項目においても概ね横ばいです。

水生生物の保全に係る環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖ベンゼンスルホン酸及びその塩））については、全亜鉛は38水域で、ノニルフェノールは42水域で、LASは40水域で環境基準を達成しました。また、湖沼（油ヶ淵）及び海域4水域では、すべての水生生物の保全に係る環境基準項目の環境基準を達成しました。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



## 河川のBOD及び湖沼・海域のCODの環境基準適合状況



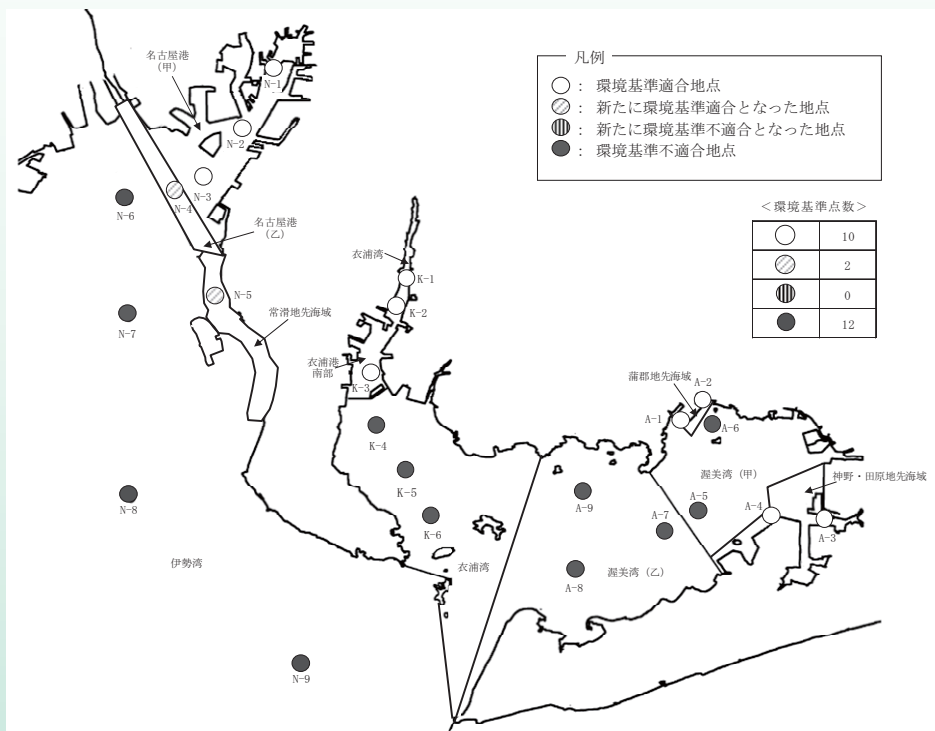
<岐阜県及び三重県調査分>

	水域名	環境基準点数	基準適合数
岐阜県調査分	木曽川中流	1	1
三重県調査分	木曽川下流	1	1

(注) 木曽川中流では岐阜県の、木曽川下流では三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

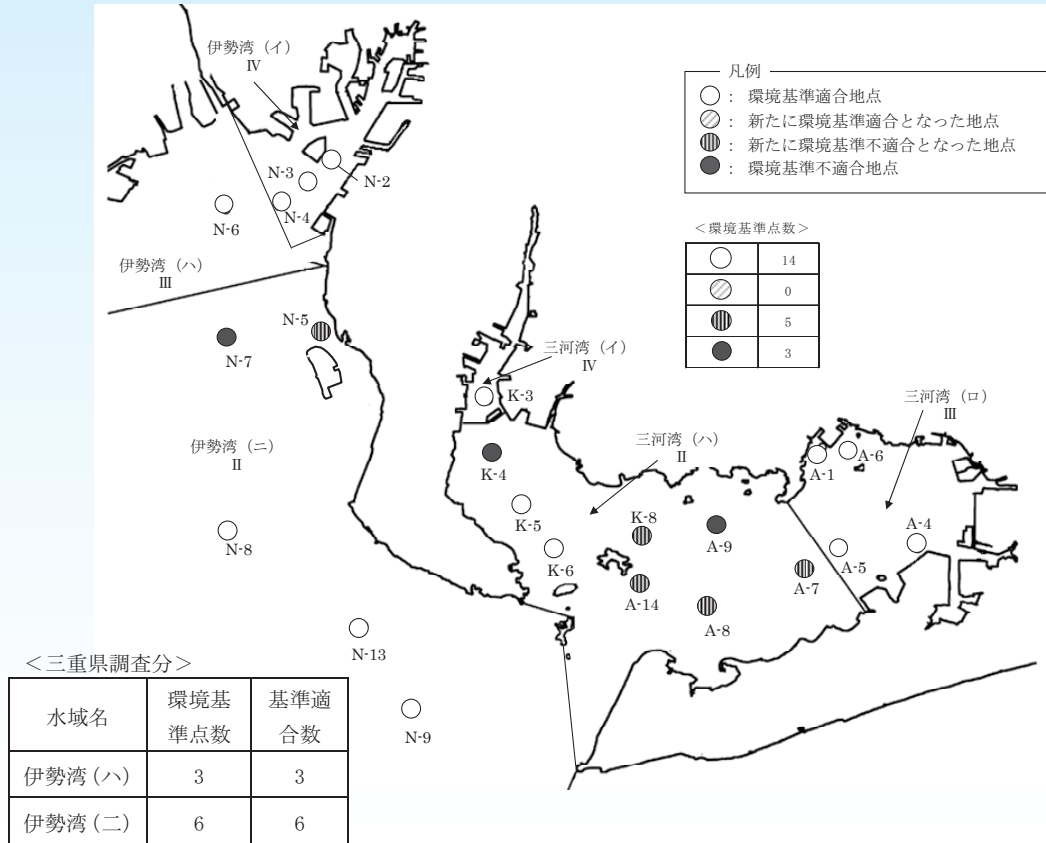
(資料) 環境部調べ

## 海域のCODの環境基準適合状況



(資料) 環境部調べ

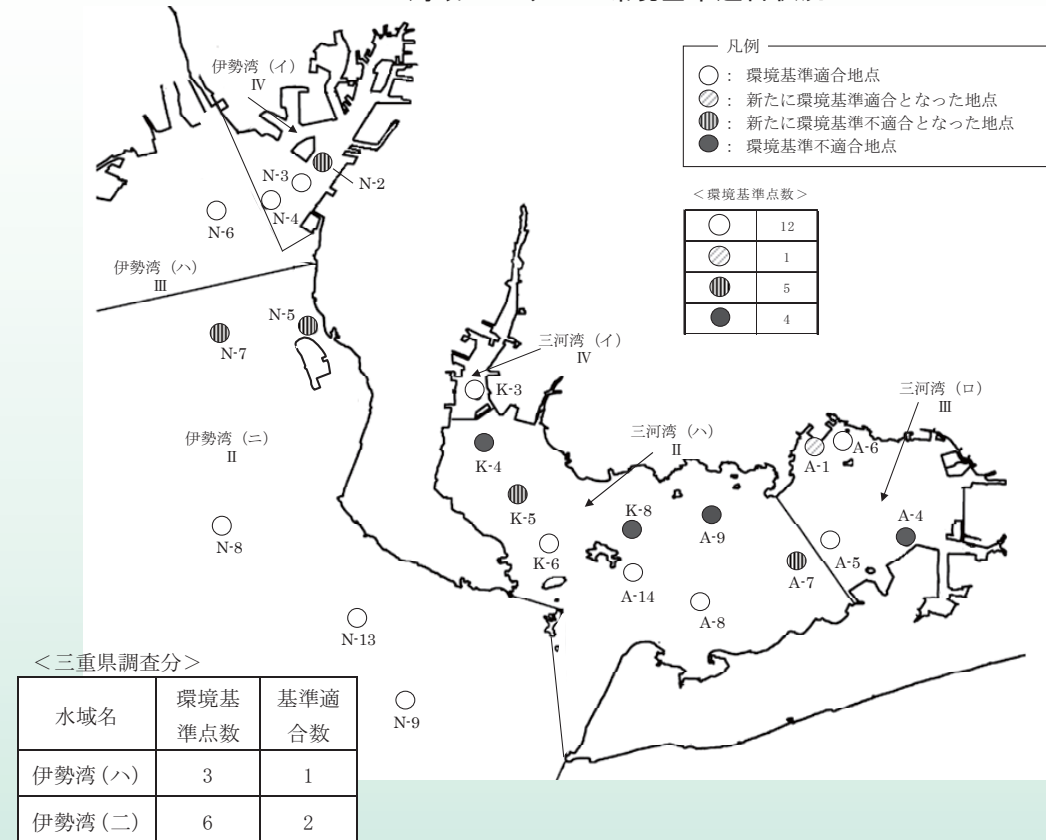
## 海域の全窒素の環境基準適合状況



(注) 伊勢湾(ハ)及び伊勢湾(ニ)では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

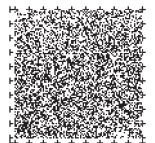
(資料) 環境部調べ

## 海域の全りんごの環境基準適合状況



(注) 伊勢湾(ハ)及び伊勢湾(ニ)では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

(資料) 環境部調べ



## ◇ 地下水

県内の全体的な地下水質の概況を把握するための概況調査には、メッシュ調査（県内を176のメッシュに区切り、その中から毎年度新たな地点を選定して行う調査）と定点調査（経年変化を把握するため毎年度同じ19地点で行う調査）があります。

平成27年度においては、メッシュ調査95地点及び定点調査19地点の計114地点で、環境基準が定められている28項目について調査しました。メッシュ調査の結果、91地点ではすべての項目で環境基準を満たしていましたが、4地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、六価クロム、砒素、1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。

また、定点調査の結果、16地点ではすべての項目で環境基準を満たしていましたが、3地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。

## ● 水環境保全に関する施策

### ◇ 工場・事業場に対する規制指導

水質汚濁防止法に基づく届出が必要な事業場に対し、pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質について排水濃度の規制を行うとともに、COD、窒素、りんに係る排出水の汚濁負荷量を規制しています。

平成27年度は、届出事業場に対し延べ3,016件の立入検査と773件の採水検査を実施しました。うち排水口における検査を561件（検査項目の延べ件数は2,897件）実施し、排水基準を超えた件数は29件でした。県は、排水基準を超えた事業場に対して改善勧告（7件）等を行い、排水処理施設の改善や維持管理の徹底を指導しました。

### ◇ 油ヶ淵浄化対策の推進

県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵周辺を生活排水対策重点地域に指定し、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づき、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、ヨシ等による植生浄化等の水環境改善事業や地域住民、NPO等と協働して取り組む水環境モニタリングなどを実施しています。

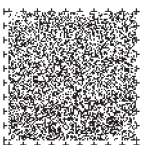
平成27年度のCOD75%値は7.2mg/Lであり、水質は改善傾向にあります。



油ヶ淵全景  
（写真提供：株式会社小島組）

### ◇ 伊勢湾・三河湾の浄化対策の推進

伊勢湾・三河湾は水深が浅く、突き出した半島によって湾口が狭くなっていることなどから、外海と水の交換が行われにくい状況にあり、典型的な閉鎖性水域となっています。このため、国の総量削減基本方針に基づき、これまで、第7次にわたり「総量削減計画」を策定し、総合的、計画的な水質保全対策を推進したことにより、汚濁負荷量の総量は着実に削減されてきましたが、環境基準達成率の改善は未だ十分ではありません。そのため、平成31年度を目標年度とする「第8次総量削減計画」の策定に向け、現在検討を進めています。



また、古くから豊かな海の恵みをもたらしてくれる「里海」である三河湾の再生に向け「三河湾里海再生プログラム」を策定し、様々な取組を推進しています。

さらに、平成 24 年度からは、県民、NPO 等団体、市町村及び県が一体となって三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクト -よみがえれ！生きものの里“三河湾”-」として、里海再生に向けた調査活動などの事業を展開しています。平成 27 年度には、こうした取組をさらに発展、定着させていくことを目指して、新たに「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」を設立するとともに、「三河湾環境学習会」を行いました。

#### ◇ 生活排水対策の推進

県は、生活環境保全条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」を策定し、生活排水対策実践活動の普及・定着を図るため、行政、事業者及び県民など、多方面に啓発活動を展開するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

#### ◇ 地下水汚染対策

県内の地下水の汚染状況を把握するため、メッシュ調査や定点調査等の常時監視を行っています。また、生活環境保全条例において、特定有害物質を取り扱う事業所等は土壌・地下水の汚染状況の調査や、汚染が基準に適合しないことが判明したときの知事への届出義務を課しています。

#### ◇ ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策

愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱及び愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針を定め、ゴルフ場による農薬の適正使用の指導を行っています。また、平成 27 年度は、県内 26 ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度の実態調査を実施しました。その結果、指針値を超えていたものはありませんでした。

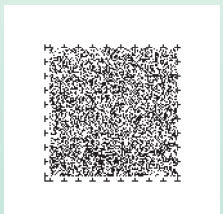
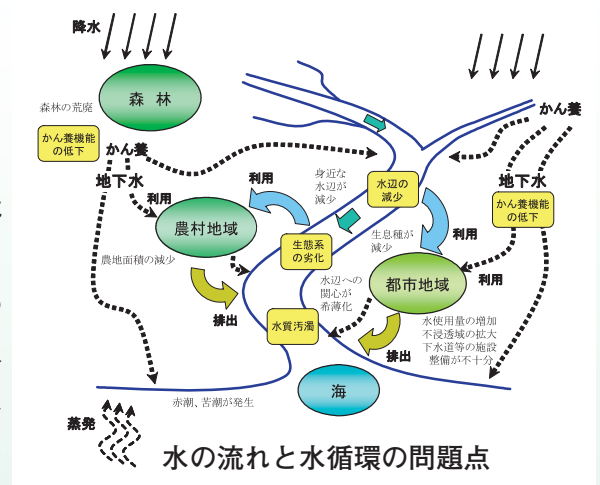
#### ◇ 水循環の再生

急激な産業の発展や都市化の進展、森林や農地をとりまく状況の変化等により、水循環の状況は大きく変化し、水質汚濁、身近な水辺の減少等様々な問題が発生しています。

県では、平成 17 年度に策定したあいち水循環再生基本構想に基づき、「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を目指し、健全な水循環の再生に取り組んでいます。その一環として、県民、事業者、民間団体、行政で構成する水循環再生地域協議会を県内 3 地域で設立し、地域の実情に沿った行動計画を作成するとともに、独自に定めたあいちの水循環再生指標を用いた「流域モニタリング一斉調査」を実施しています。平成 27 年度は県内全域で 213 地点、1,207 名の参加がありました。

#### ◇ 水生生物調査結果

身近な自然にふれあうことで、県民の環境問題への関心を高めること等を目的に、小中学校の夏休みの期間を中心に、昭和 60 年から毎年度、水生生物調査を実施しています。平成 27 年度は、県内の 74 河川 122 地点で 81 団体・延べ 3,145 人が参加しました。



### ● 土壌汚染とは

土壌汚染とは、土壌が直接的あるいは大気汚染や水質汚染を通じて間接的に汚染されることをいいます。土壌汚染が進むと、農作物の生育阻害、汚染土壌で生産された農作物や汚染地下水による健康被害につながるおそれがあります。

近年、市街地での有害物質による土壌汚染の事例が増えていることから、国は**土壌汚染対策法**を、県は**生活環境保全条例**をそれぞれ制定し、汚染の状況把握や汚染による健康被害の防止に関する措置を定めています。

### ● 土壌・地下水汚染対策

**土壌汚染対策法**では、一定の機会をとらえて汚染の状況の調査を行うよう定めています。県は、法令の内容を土地の所有者等に周知するとともに規制・指導を実施しています。調査の結果汚染が判明した土地は、県が要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。また、**生活環境保全条例**では、特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の調査義務や、汚染の状況及び応急措置の内容等の知事への届出、さらに、法や条例の規定に基づかない土壌・地下水調査（自主調査）により土壌・地下水汚染が判明した場合についても、調査実施者は知事への報告に努めるよう規定しています。

**土壌汚染対策法**や**生活環境保全条例**、自主調査により土壌・地下水汚染が判明した場合は速やかに公表するとともに、土地所有者等による適切な措置を指導し、地下水汚染が判明した場合は周辺の井戸調査を実施するなど、土壌・地下水汚染による健康被害防止に努めています。

土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況（平成 27 年度末）

区 分	要措置区域	形質変更時要届出区域
これまでに指定した土地の区域数	21 (2)	123 (17)
これまでに解除した土地の区域数	14 (4)	54 (7)
指定されている土地の区域数	7	69

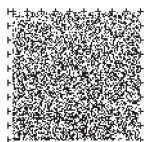
(注 1) ( ) 内の数字は平成 27 年度に指定又は解除した区域数

(注 2) 政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市）の件数も含む。

(資料) 環境部調べ

### ● 地盤沈下とは

地盤沈下は、主に粘土層が厚く軟弱な地盤の地域において、地下水の過剰な揚水によって地下水位が下がり、その通り道である帯水層の水圧が低下することで、帯水層の上下に存在する粘土層の中に含まれる水が水圧の低い帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することによって発生します。広い地域にわたってゆっくりと進行するため人間が感知することは難しく、また一旦発生すると元には戻りません。本県は、濃尾平野、三河地域沿岸部に広範囲の海拔ゼロメートル地帯を有し、洪水や高潮、津波等に対する防災面からも地盤沈下の防止が重要です。



## ● 地盤沈下の現況

工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制など、各種の地盤沈下防止対策を施した結果、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあります。

平成 27 年における観測結果では年間 1 cm 以上の沈下を示した水準点は 3 点観測されましたが、地盤の沈下域は見られませんでした。なお、直近 5 年間の累積では愛西市立田町の水準点で 2.86 cm、同市三和町の水準点で 2.65 cm 沈下しており、沈下しやすい軟弱な粘土層が厚く堆積している尾張西部においては依然として沈下の傾向にある地点が見られました。

過去 5 年間の年間最大沈下量と地盤沈下域面積

年（平成）	23	24	25	26	27
最大沈下量（cm）	0.90	0.99	0.91	1.00	1.36
1cm 以上の地盤沈下域面積（km <sup>2</sup> ）	0	0	0	約 0	約 0

注）地盤沈下域面積で「約 0」とは、沈下した水準点は存在するものの、沈下域の形成には至らなかったことを示している。

（資料）環境部調べ

## ● 地盤沈下対策

本県では、過去に尾張地域で激しい地盤沈下が起きたことから、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制に取り組んでいます。また、国は、関係閣僚会議において、濃尾平野全体の地盤沈下防止を目的とする「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、今後も要綱を継続して地盤沈下対策を推進していくことが関係府省連絡会議で決定されています。

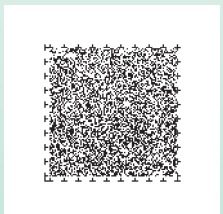
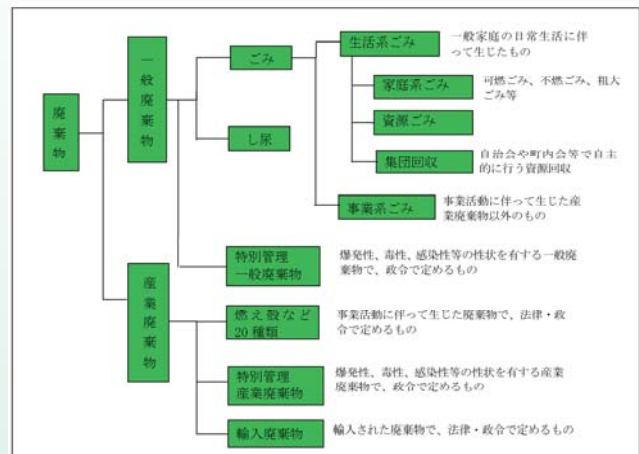
地盤沈下は、概ね沈静化の傾向にあるものの、依然として広範囲な地盤沈下が発生する可能性があるため、県は、地域の状況に合わせて、地盤沈下、地下水位及び地下水揚水量の調査からなる監視、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制などの防止対策、海岸・河川堤防や排水施設の整備などの防災対策による地盤沈下対策を進めています。

# 廃棄物・資源循環

## ● 廃棄物とは

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生するゴミやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます。一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者が処理責任があります。

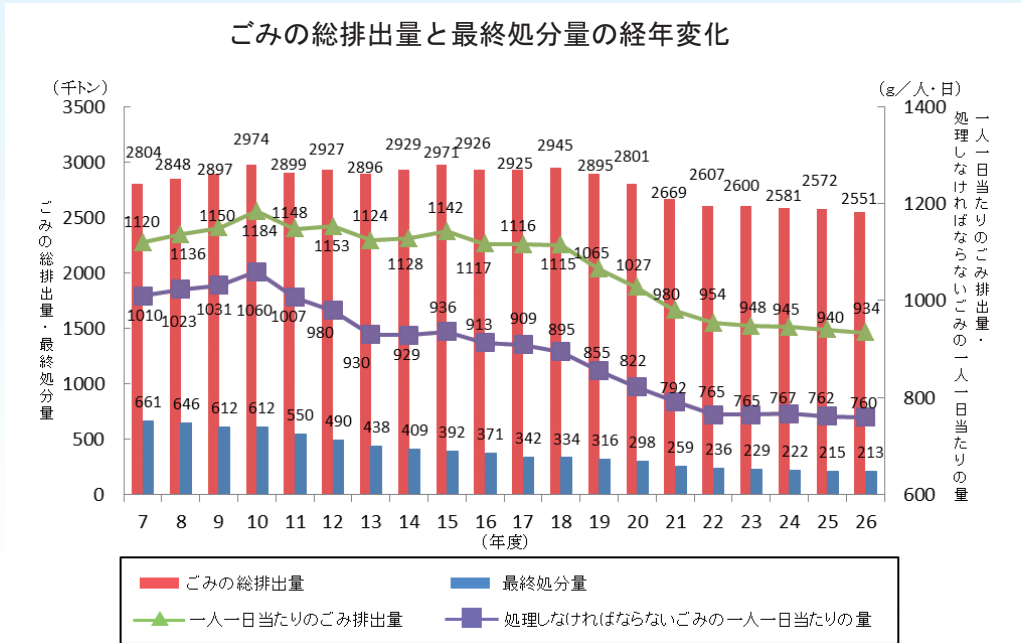
廃棄物の分類



## ● 廃棄物の現況

### ◇ 一般廃棄物

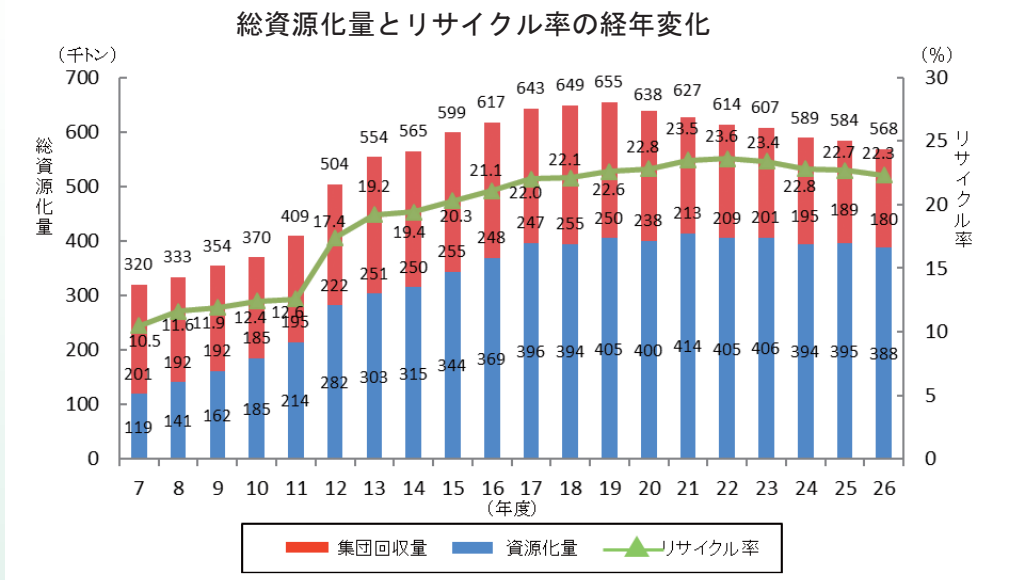
平成 26 年度における本県のごみの総排出量（集団回収量を含む）は 255 万 1 千トンで、県民 1 人 1 日あたりに換算すると 934 g でした。また、平成 26 年度のごみのリサイクル率は 22.3%で、ごみの減量化・再資源化の取組が進んだことにより、近年は減少傾向にあります。



(注 1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注 2) 「人口」の定義について、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

(資料) 環境部調べ

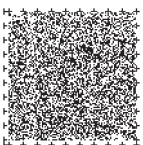


(注 1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

(注 2) 「リサイクル率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100

(注 3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

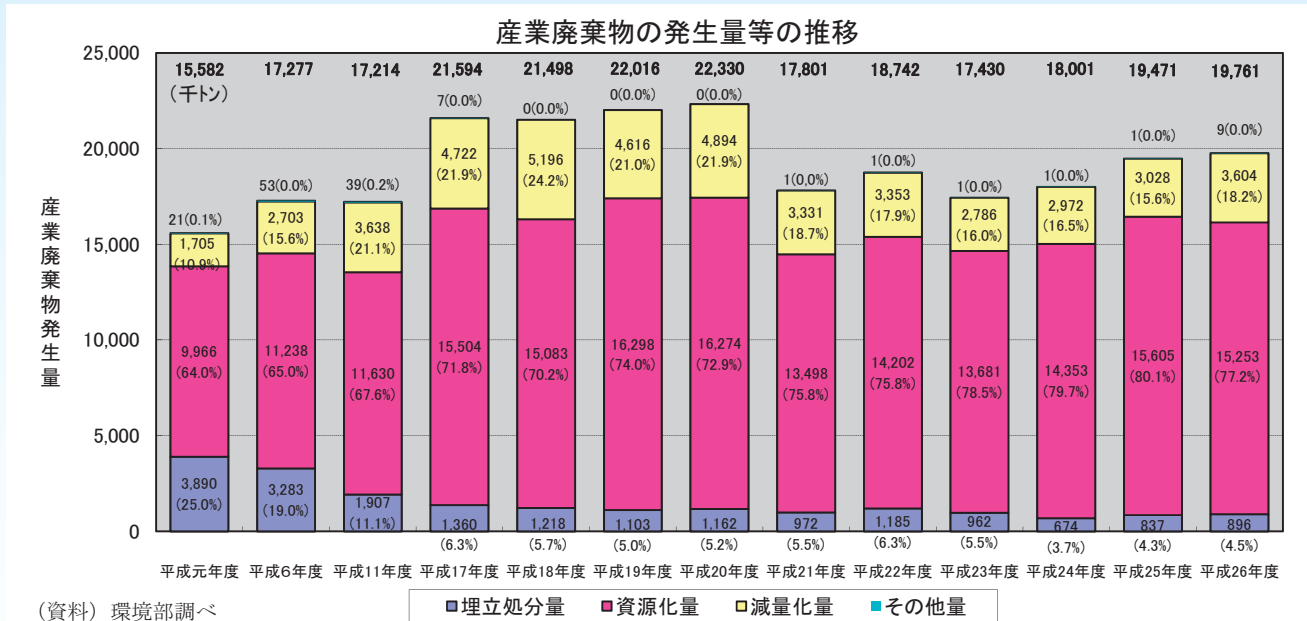
(資料) 環境部調べ





## ◇ 産業廃棄物

平成 26 年度の産業廃棄物の発生量、中間処理による減量化量及び埋立処分量は前年に比べ増加しています。



## ● 廃棄物・資源循環施策

### ◇ 資源循環型社会の形成

#### <新・あいちエコタウンプランの推進>

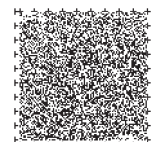
平成 24 年 10 月に改定した「新・あいちエコタウンプラン」に基づき、地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なりサイクル施設等の設置や未利用資源の活用によって得られた新たな製品やエネルギーの地域内循環を促進することとし、循環ビジネスの普及・振興等の手法を用いて「環境と経済が好循環するモノづくり県」のさらなる発展を目指して施策を進めています。

県庁西庁舎に設置した「あいち資源循環推進センター」を産学行政の連携拠点とし、循環ビジネスの発掘・創出を図る「循環ビジネス創出会議」の開催、先導的・効果的なりサイクル事業に対する補助制度の実施、資源循環や環境負荷低減を目的とする優れた技術や活動に対する「愛知環境賞」の表彰、持続可能な社会を担う人づくりを行う「あいち環境塾」の開講などを行っています。

#### <あいちゼロエミッション・コミュニティ構想>

「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進を通して地域が自立的に持続可能性を高めていくためには、地域の特性を生かした事業を実施していく必要があります。そのため、構想では地域特性に応じた先導的な 9 つの事業モデルを用意しています。平成 27 年度は、これら 9 つの事業モデルの進捗状況や成功要因、事業化に向けた課題等を整理するとともに、今後、事業を促進するための方向性や施策を検討しました。

また、構想の趣旨に合致した事業の実施・検討を行う事業者に対しては、循環型社会形成推進事業費補助金等により支援を行っており、平成 27 年度は、食品の未利用資源を主原料とした発酵飼料の活用事業について補助金を交付しました。

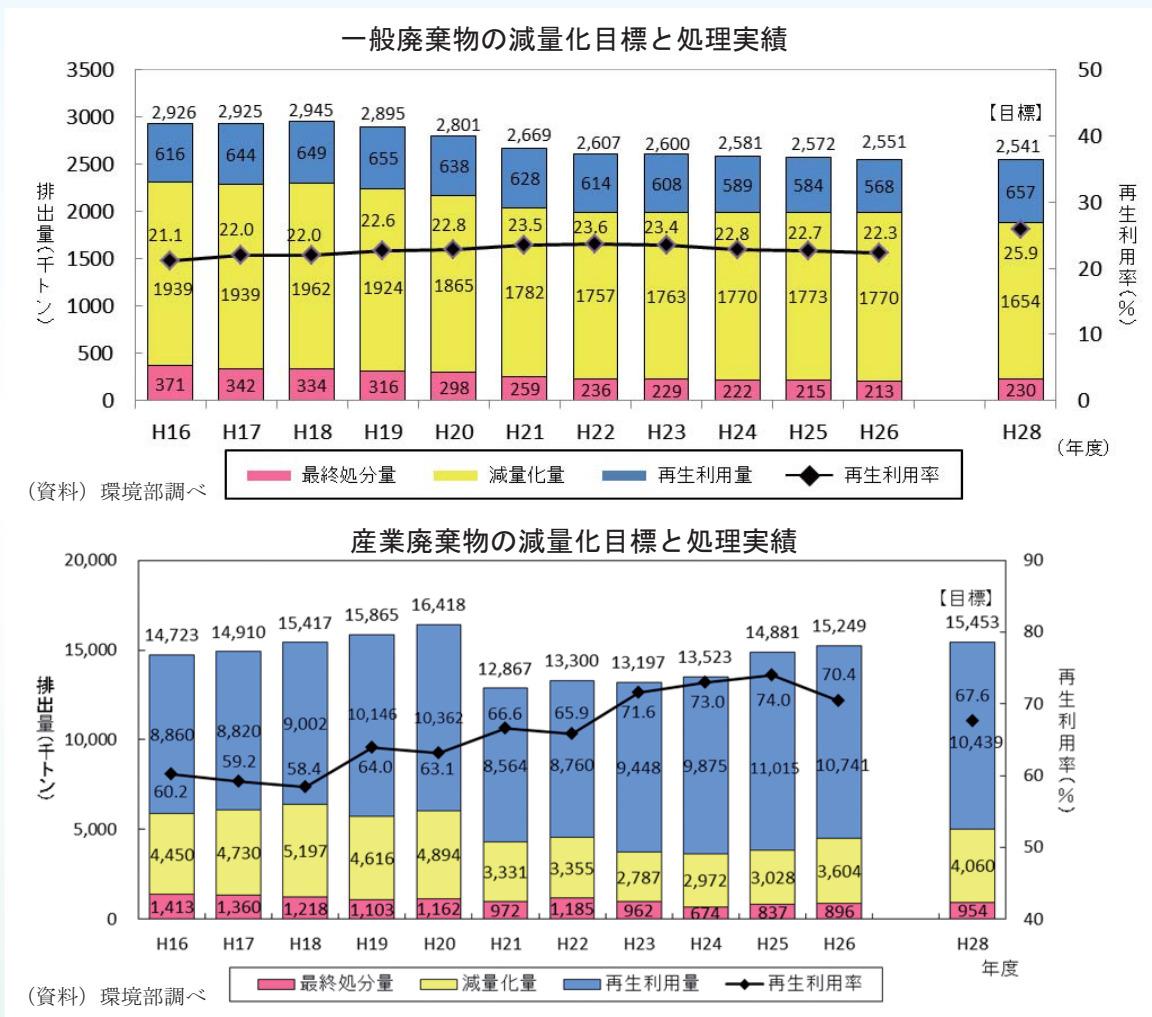


◇ 愛知県廃棄物処理計画の推進

廃棄物処理法に基づき、県は、5年ごとに「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。

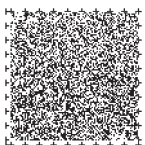
愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）による減量化目標

- 廃棄物の排出量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約9%削減し254万1千トンに、産業廃棄物は約6%削減し1,545万3千トンにする。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量（一般廃棄物の一年間の全排出量から、資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて換算した量）は、平成20年度に対して約12%削減し、720gとする。
- 排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）について、一般廃棄物は約26%、産業廃棄物は約68%とする。
- 最終処分量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約23%削減し23万トンに、産業廃棄物は約18%削減し、95万4千トンにする。



<一般廃棄物対策>

一般廃棄物が適正に処理されるよう、循環型社会形成推進交付金等を活用した計画的なごみ処理施設の整備を促進するなど、ごみの発生抑制、リサイクルの推進等について市町村に対し技術的支援、財政的支援をしています。



市町村が設置しているごみ焼却施設等に対して立入検査を実施し、廃棄物処理法の構造基準・維持管理基準やダイオキシン類対策特別措置法の排出基準の遵守や改善等を指導しています。

市町村と連携した放置自動車ゼロ推進月間などの普及啓発事業を実施しています。

### <産業廃棄物対策>

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して産業廃棄物の減量化や適正処理に関する計画の作成を指導しています。

産業廃棄物の適正処理の促進の観点から、産業廃棄物処理業者や産業廃棄物処理施設に対する立入検査や監視指導を実施しています。

産業廃棄物税の税収を産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進並びに適正な処理の推進を図るために活用しています。

産業廃棄物や副産物が再生品として流通・使用される際に、事前に県が届出を受け、環境安全性等を審査する「再生資源活用審査制度」を平成 20 年 7 月から運用しています。

### ◇ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

平成 13 年 6 月に公布されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法では、PCB の処分期限を平成 39 年 3 月までとしたうえで、処分するまでの間、保管事業者は、適正に保管するとともに、毎年度、保管及び処分の状況を届出することとなっています。平成 27 年度は、県内の 2,918 事業所から届出がありました。

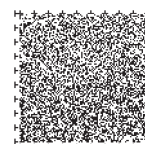
本県を含む東海地区では、平成 17 年 9 月から中間貯蔵・環境安全事業(株)豊田 PCB 処理事業所が処理を開始しており、大型変圧器・コンデンサー等の処理が進められています。また、これまで処理が行われていなかった、本県を含む東海地区内の安定器及び汚染物等は、平成 27 年 8 月から同社北九州 PCB 処理事務所で処理が開始されました。低濃度 PCB 廃棄物は、県内では、中部電力(株)が、平成 17 年 2 月から自社の柱上変圧器の処理を進めています。平成 27 年度からは、国の無害化処理認定を受けた中部環境ソリューション合同会社及びゼロ・ジャパン(株)が、変圧器等を処理しています。

PCB 廃棄物処理の進捗状況については、平成 28 年 3 月末までに、中間貯蔵・環境安全事業(株)の PCB 廃棄物処理施設において変圧器 714 台及びコンデンサー 25,863 台、中部電力(株)の PCB 廃棄物処理施設において柱上変圧器 808,808 台、中部環境ソリューション合同会社及びゼロ・ジャパン(株)の無害化処理施設において変圧器等 66 台が処理されました。

## 自然環境・生物多様性

### ● 自然環境の現況

本県は、本州中部の太平洋側に位置し、三河湾、伊勢湾及び太平洋に面しています。県土面積は5,165km<sup>2</sup>で、東西106km、南北94kmにわたっています。海岸総延長は約598kmで、そのうち自然海岸が約37kmで、約2,062haの干潟及び約859haの藻場が確認されています。また、本県は、奥三河山間地から、里山、平野部と多様な自然環境を有し、動物については哺乳類（海生哺乳類を含む）72種、鳥類413種、爬虫類19種、両生類21種などが、植物については約4,220種が確認されています。



## ● 自然公園の保護と利用

県内には、自然公園法に基づく4つの国定公園と愛知県立自然公園条例に基づく7つの県立自然公園が指定されており、自然公園の陸域総面積は88,881haで、県土面積の17.2%を占めています。

自然公園の優れた風景地を保護し、生物の多様性を確保するため、公園計画に基づき、区域内に特別地域及び特別保護地区（県立自然公園は特別地域のみ）を指定し、地域内の風致景観を含む自然環境を損なう現状変更行為等を規制（許可制）しています。平成27年度の公園内における自然公園法又は愛知県立自然公園条例による行為許可、届出の件数は計813件で、前年度（755件）に比べて増加しています。

## ● 自然環境の保全

### ◇ 自然環境保全地域の指定及び現況

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定し、その保全に努めており、現在、15の自然環境保全地域を指定しています。

### ◇ 希少種の保護と保護区の指定

絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定して捕獲や採取等を規制しています。平成28年3月に2種を追加し、現在、15種を指定しています。

また、特に生息・生育地の保護を必要とする種について生息地等保護区を指定しており、平成28年3月に2地区を追加し、現在4地区を指定しています。

### ◇ 移入種対策

人為的に移入された動植物種のうち、ミシシippアカミミガメなど地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるものを自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、28種公表し、みだりに野外へ放つ行為を規制しています。

### ◇ 野生生物の保護・管理の取組

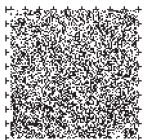
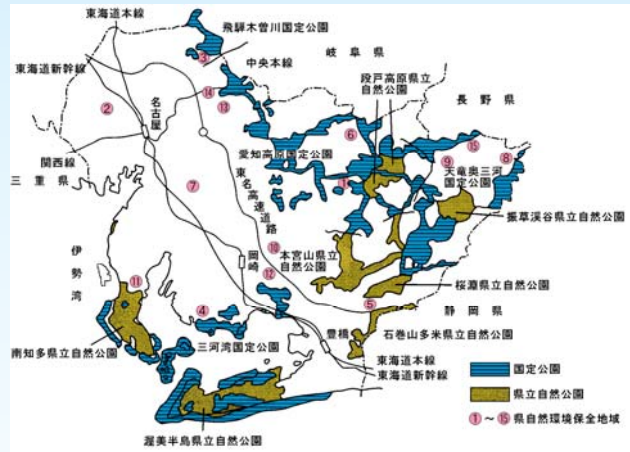
第11次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定などの事業を行っています。また、個体数が著しく増加し農林業被害が深刻なイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、第二種特定鳥獣管理計画を策定して、適正な保護管理を実施しています。

### ◇ 緑化の推進・森と緑づくり

第5次愛知県緑化基本計画に基づき、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を図り、多様な緑に育まれる豊かなあいちを目指しています。

様々な公益的機能を持ち、県民の安心、安全で快適な暮らしを支える森や緑を守り育て、健全な状態で将来へ引き継ぐため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。

愛知県内の自然公園・自然環境保全地域



## ● 生物多様性の保全

### ◇ あいち生物多様性戦略2020の推進

平成 22 年に開催された COP10 において採択された生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」を踏まえ、本県は、平成 25 年 3 月に「あいち生物多様性戦略 2020」を策定しました。この戦略では、基本目標として「人と自然が共生するあいち」の実現を掲げており、2020 年までに、「生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開」を進めていくことにしています。

この目標を実現するためには、開発などで分断・孤立した生物の生息生育空間を緑地などでつないで、豊かな生物多様性をもった地域を作り上げる「生態系ネットワークの形成」が必要です。本県では、この生態系ネットワークの形成を進めるための新しい仕組み「あいち方式」を推進しています。

具体的には、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら生態系ネットワークの形成を進める仕組みです。

県では、県民や企業、大学、NPO、行政といった多様な主体が参加する生態系ネットワーク協議会の設立により、地域の特徴を踏まえた生物多様性保全に向けた取組を進めてきた結果、平成 28 年 11 月に「あいち生物多様性戦略 2020」で掲げた 9 地域全ての協議会が設立されました。今後は、県内の生態系ネットワーク形成に向け、各協議会の連携を図っていきます。

### ◇ COP10 の成果の継承

生物多様性に配慮した行動を推進するためには、県民の皆様が本県の自然の魅力やその現状を知り、生物多様性の保全を自らの問題として捉えることが大切です。そこで、県では、平成 27 年度には、生態系ネットワークの形成を始めとする生物多様性の保全の内容を取り入れた自然体験型のセミナーを NPO 等と連携・協働して実施し、延べ 149 名が参加しました。

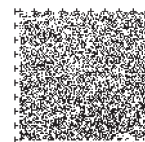
また、COP10 に併せて開催された生物多様性国際自治体会議において、生物多様性の保全に関して、地方自治体の役割の重要性が明確化されました。このため、全国の自治体が都道府県、市町村の枠を超えて参画し、他のセクターとの協働、自治体としての情報発信や成果の発表などを行うことを目的とした生物多様性自治体ネットワークが COP10 開催から 1 年を経た平成 23 年 10 月に設立され、平成 28 年 10 月現在では、北海道から沖縄までの 155 自治体が参画しています。

## 環境リスク

### ● 化学物質の適正管理

#### ◇ 化学物質による環境リスクの低減

化学物質は、現在、原材料や製品など、数万種類が流通しているといわれており、我々の生活に不可欠である一方、取り扱いを誤ると、人体や環境を脅かす有害な物質として作用するおそれがあります。化学物質を適切に管理し、環境への排出を未然に防ぐとともに、環境リスクを持つ化学物質の排出削減に取り組んでいく必要があります。

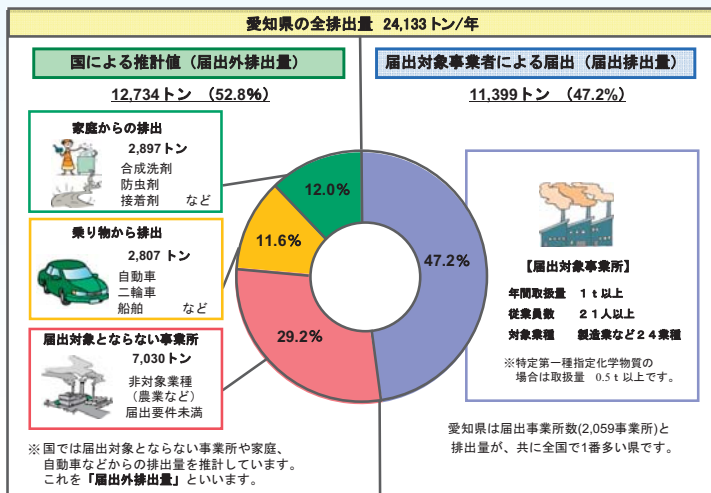


◇ 化学物質の排出量等の状況

化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）により、毎年度、事業所から大気、水、土壌等環境への排出量及び廃棄物等に含まれて事業所外へ移動する量を事業者が自ら把握し、県を通じて国に届け出ています。平成 26 年度の化学物質の届出排出量（県内 2,059 事業所から届出）は、県全体として約 11 千トン（全国の 7.2%）であり、うち約 97%は大気中へ排出されました。また、届出外排出量（家庭からの排出量等）は約 13 千トン（全国の 5.3%）でした。これらをあわせた全排出量のうち、最も多いのは溶剤や合成原料として幅広く使用されているトルエンでした。

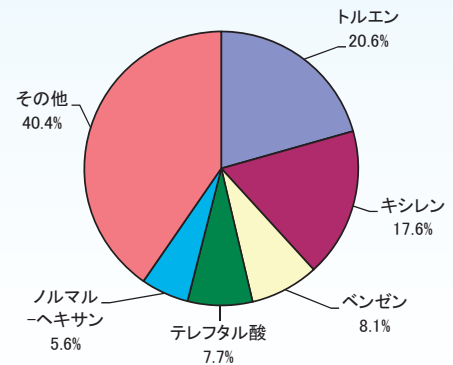
生活環境保全条例等に基づく平成 26 年度の化学物質の取扱量（1,757 事業所から届出）は、県全体で約 3,868 千トンでした。このうち、取扱量が最も多いのはトルエンでした。

発生源別排出量の内訳（平成 26 年度）



(資料) 環境部調べ

届出取扱量上位 5 物質とその割合



(資料) 環境部調べ

● ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境調査、事業場への立入検査、事業者測定結果の公表等を行っています。平成 27 年度は、河川水質 4 地点及び湖沼水質 1 地点を除いて環境基準を達成しました。

ダイオキシン類環境調査結果（平成 27 年度）

調査項目	調査地点数 (注1)	環境基準値を下回った地点数	濃度範囲 (注2)	環境基準値等	
大気環境	37	37	0.012~0.086pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年間平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	
水環境	公共用水域	河川	40	36	0.034~2.0pg-TEQ/L 年間平均値 1pg-TEQ/L以下
		湖沼	1	0	
		海域	11	11	
	底質	河川	37	37	0.059~53pg-TEQ/g 150pg-TEQ/g以下
		湖沼	1	1	
		海域	11	11	
水生生物 (魚類)	4	—	0.39~0.61pg-TEQ/g	0.032~33pg-TEQ/g (注3)	
地下水	16	16	0.012~0.039pg-TEQ/L	年間平均値 1pg-TEQ/L以下	
土壌環境	26	26	0.00045~2.5pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下	

(注1) 調査地点数は、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、その他県内15市町及び国土交通省中部地方整備局で実施した合計地点数である。  
 (注2) 濃度範囲は年間平均値の最小値及び最大値である。  
 (注3) 水生生物(魚類)については、環境基準が設定されていないため、国が実施した全国調査結果(平成11年度)の濃度範囲を示す。

(資料) 環境部調べ

## ● 内分泌かく乱化学物質対策

内分泌かく乱作用などを有することが推察された、あるいはその可能性がある化学物質について環境中の状況を把握するため、県は水質等の環境調査を実施しています。平成 27 年度は、10 地点 10 物質を対象として水質調査を実施しました。その結果、魚類に対して内分泌かく乱作用を有することが推察されたビスフェノール A は国が示した内分泌かく乱作用試験における予測無影響濃度及び国が示した生態リスク初期評価における予測無影響濃度を下回りました。

内分泌かく乱作用を有する可能性があるフェニトロチオン、ダイアジノン及びジクロロボスは、生態リスク初期評価における予測無影響濃度を上回る地点がありました。いずれの物質についても水質汚濁に係る要監視項目の指針値を下回りました。

また、2,4-ジニトロフェノール及びヒドロキノン、生態リスク初期評価における予測無影響濃度を上回る地点がありました。概ね全国調査結果の検出濃度範囲内でした。

## ● 環境放射能

### ◇ 放射能について

私たちの生活空間には、様々な放射性物質があります。放射性物質には、地球誕生時から存在していて、地殻構造物となって土壌中に存在するもの、遠く宇宙からやって来る宇宙線が地球に到来して大気中で作り出したものが自然放射性核種と呼ばれ、ウラン 238 ( $^{238}\text{U}$ )、ラジウム 226 ( $^{226}\text{Ra}$ )、ラドン 222 ( $^{222}\text{Rn}$ )、カリウム 40 ( $^{40}\text{K}$ ) 及び炭素 14 ( $^{14}\text{C}$ ) などです。これらとは別に、1945 年の世界初の核実験以来、私たち人類が地球上に作り出したものが人工放射性核種と呼ばれ、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、東日本を中心に環境中で放射性物質が検出されています。

### ◇ 環境の状況

県では、原子力規制庁（平成 24 年度までは文部科学省）からの委託により、愛知県環境調査センター及び同東三河支所等において環境中の放射能の状況について毎年測定を行っています。

県内における環境中の放射性物質に関する測定値について、異常値は認められませんでした。

#### 空間放射線量率測定結果

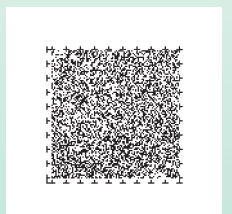
測定期間	測定地点	モニタリングポストの高さ	モニタリングポスト測定値 ( $\mu\text{Sv/h}$ ) <sup>注1</sup>
平成 27 年度	環境調査センター（名古屋市）	34m	0.037～0.063（平均値:0.041）
	環境調査センター東三河支所（豊橋市）	1m	0.034～0.064（平均値:0.039）
	西三河県民事務所（岡崎市）	1m	0.074～0.103（平均値:0.078）
	一宮市木曾川消防署大気測定局（一宮市）	1m	0.049～0.094（平均値:0.054）
	新城設楽建設事務所設楽支所（設楽町）	1m	0.046～0.102（平均値:0.052）
過去 3 年間の値（平成 24 年度～26 年度）（測定地点：環境調査センター）			0.032～0.066（平均値：0.041）
全国値（平成 27 年度） <sup>注2</sup>			0.003～0.306（平均値:0.052） (N=298) <sup>注3</sup>

(注 1) モニタリングポストの測定値は吸収線量 (nGy/h) で表示されるが、本資料では放射線量 ( $\mu\text{Sv/h}$ ) に換算している ( $1\mu\text{Sv/h}=1000\text{nGy/h}$  として換算。)

(注 2) 全国値については原子力規制庁の「環境放射線データベース」(<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/servlet/search.top>) を参照し（参照日：平成 28 年 7 月 13 日）、放射線量 ( $\mu\text{Sv/h}$ ) に換算している。

(注 3) N は測定ポイント数を示す。

(資料) 環境部調べ



# 人づくり・環境学習等

## ● 人づくりの推進

### ◇ かがやけ☆あいちサスティナ研究所の設立

近い将来、地域の担い手となる大学生が、グローバルな視点を持って、継続的に環境配慮行動を実施していくプログラムとして「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」を平成 27 年 8 月に立ち上げました。本研究所は、大村愛知県知事を所長とし、学生 20 名が研究員として活動します。5 社のパートナー企業から環境面での取組に関する課題を提示され、研究員 4 名が 1 チームとなって、企業の現場での調査や企業の担当者とのディスカッションを経て、解決策を研究するとともに、その成果を SNS やイベントを通じて広く発信しました。



企業の現場での調査

### パートナー企業からの研究課題と研究員の解決策

パートナー企業	研究課題	研究員が提案した解決策
アイシン精機(株)	「アイシン環境学習プログラム」をさらに効果的にする方策の検討。	プログラムの効果をより正確に把握するための児童への個別ヒアリングや、児童が継続的にエコ活動を実践するためには、教員の環境意識の向上が必要であると分析し、教員の環境に関する知識と環境意識の醸成を図る教員研修を提案。
ソニーイーエムシーエス(株) ※	環境配慮企業としてのイメージアップ戦略についての検討。	工場内の「ソニーの森」において、新入社員を森の案内人として育成するプロジェクト、学生が実施する生き物マップづくり、幸田町と連携した植樹活動等により、社員、学生、地域が連携した取組を提案。
東邦ガス(株)	エネルギー事業者として、最適な環境活動についての検討。	同社の環境活動経験者による「エコティなクラブ」と、大学生達による「エコティなサークル」という 2 団体を組織し、これらの団体が東邦ガスの環境活動に関する企画・運営・広報に積極的に参加する仕組みを提案。
(株)三井住友銀行	環境配慮企業を後押しする新たな金融サービスについての検討。	地域資源を活用した環境配慮型モノづくりを行っている県内の中小企業を対象に、学生が製品デザインなどをのサービスを提供する融資特典「あいちエコもの+ (プラス)」を提案。
ユニーグループ・ホールディングス(株)	環境配慮商品「eco! on」の開発及び PR 方法についての検討。	消費者と従業員の「eco! on」の認知度が低いと分析し、従業員による商品のキャッチコピーコンペ、学生による商品のパッケージデザインコンペ、消費者によるコンペの投票、商品 P R 動画の作成を提案。

※ 平成 28 年 4 月 1 日にソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株)に社名を変更。

### ◇ エコアクションの推進

県では、県民の環境に対する意識を地域全体の行動へと広げていくため、地球にやさしい身近な環境配慮行動の実践へとつなげる「あいちエコアクション」を推進しています。

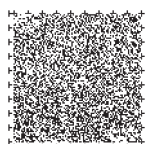
平成 27 年度は、11 月 14 日、15 日、アスナル金山等で「Let's エコアクション in AICHI」を開催し、約 2 万 7 千人が参加しました。

また、県内の環境学習施設のネットワーク「AEL ネット」を活用した環境学習スタンプラリーを開催し、平成 27 年度は、62,884 人の参加がありました。

さらに、県全体にエコアクションが広がることを目指して、様々な環境活動情報やイベント情報の発信、情報交換により活動団体の交流の輪を広げることを目的に、ポータルサイト「エコリンクあいち」(<http://aichi-eco.com>)を平成 26 年度から運営しています。



「Let's エコアクション in AICHI」でのワークショップ





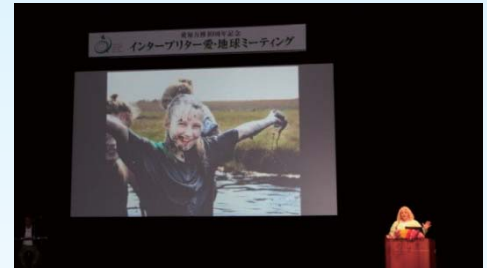
## ● インタープリター愛・地球ミーティングの開催

2005年の愛知万博から10周年の節目にあたり、改めて「自然の叡智」に学ぶことの大切さを県民の皆様へ思い起こしていただき、その想いを次世代につなげ、環境分野における人づくりの輪を一層大きく広げていくことをねらいとして、平成27年10月11日と12日に「インタープリター愛・地球ミーティング」を開催しました。

10月11日には、愛知県立大学で、アメリカ、スリランカ、ドイツ、ケニア、コスタリカ及び日本のインタープリター6名を招いたトーク・セッションを開催し、約500名が参加しました。6名がそれぞれの活動について紹介したほか、インタープリター相互の意見交換、会場参加者との交流等を行いました。会場参加者に三色の色紙を使って三択で意思表示いただく企画も盛り込みました。

10月12日には、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）全体を会場として、自然体感プログラム特別企画を実施しました。愛知万博で活躍したインタープリターなどを中心とした総勢54名の協力を得て、「インタープリターと歩くもりのツアー」、「あそび工房」、「おもいで教室」などの多彩な自然体感プログラムを行い、延べ約7,000人が参加しました。

また、平成27年9月12日から11月8日（第32回全国都市緑化あいちフェア開催期間）に、インタープリター愛・地球ミーティングの関連事業として、愛知万博で実施された「森の自然学校」を再現する自然体感プログラム「おかえり！森の自然学校」を、もりの学舎とその周辺で実施し、延べ約45,000人が参加しました。



海外インタープリターによる活動発表



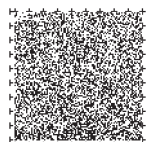
三色紙で応える参加者



インタープリターと歩くもりのツアー

## ● 環境学習等の推進

- ・ 県民一人ひとりの環境保全に対する意欲を高めるため、「あいち環境学習プラザ」（愛知県東大手庁舎1階）及び「もりの学舎」（愛・地球博記念公園内）を拠点にして、簡単な実験を交えた環境学習講座、もりの学舎キッズクラブ、インタープリターと歩くもりのツアー「もりコース」・「かめの池コース」、夏・冬おやこクラフトなど様々な環境学習事業を実施しています。
- ・ NPOや学校といった様々な主体が連携し、具体的な行動に繋がる体験型の環境学習を推進するため、平成25年度から「環境学習コーディネーター」をあいち環境学習プラザに設置し、講師・活動場所の紹介といった相談業務や、講義の日程や学習内容の調整などを行うコーディネート業務を行っており、平成27年度は14件の相談業務、21件のコーディネート業務を行いました。
- ・ 6月は国が定めた「環境月間」で、県も、毎年、環境月間に各種の行事を実施しています。平成27年度は6月5日に県本庁舎講堂で「環境保全関係功労者表彰式」を開催し、県内の環境保全に関し顕著な功績があった1団体と19名の方を表彰しました。



## ● 国際環境協力の推進

過去の公害克服の経験や優れた環境技術の蓄積を生かし、(独)国際協力機構(JICA)などと提携した環境協力を進めています。平成27年度には、コスタリカ共和国環境エネルギー大臣の知事表敬のほか、中国、インドネシアなどから14名の研修員等の受入れを行いました。

## 環境における各種基盤施策

### ● 公害の防止・健康被害者の救済

名古屋市始め7市を対象地域とする「**愛知地域公害防止計画**」(平成24年3月策定)に基づき、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、河川のしゅんせつ等の公害防止対策事業をはじめとした施策を実施することにより、総合的な推進を図っています。

また、「都市地域における大気汚染対策」、「自動車交通公害対策」、「伊勢湾(三河湾を含む)及びその流域都市内河川の水質汚濁対策」及び「油ヶ淵の水質汚濁対策」を主要課題として重点的に実施していきます。

**公害紛争処理法**及び**愛知県公害審査会の設置等に関する条例**に基づき愛知県公害審査会を設置し、迅速かつ適正な公害紛争の処理に当たっています。また、**公害健康被害の補償等に関する法律**に基づき、被認定者に対する補償給付等を行っています。

### ● 環境影響評価制度

県は、**環境影響評価法**及び**愛知県環境影響評価条例**に基づき、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物処理施設、下水道終末処理場、工場・事業場、公有水面の埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地、農用地、レクリエーション用地、工業団地及び住宅団地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取等の事業のうち、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を環境影響評価の対象とし、制度の適正な運用に努めています。

### ● 公害対策に対する助成

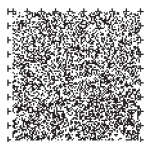
県は、中小企業者等を対象に、公害防止のための施設整備費、工場移転経費について低金利の融資制度を設けています。

### ● 環境の調査・研究に関する主な施策

環境調査センターにおいて、大気、水質、騒音などの調査を行うとともに、国立環境研究所や地域の研究機関との共同研究を実施しています。

### ● あいちエコスタンダードの推進

県では、事務事業における環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、「**愛知県庁の環境保全のための行動計画**」(通称：**あいちエコスタンダード**)策定しています。平成28年2月に3回目の全面改定を行い、平成27年度から平成32年度までの6年間で新たな計画期間として定め、全庁を挙げて取組を推進しています。

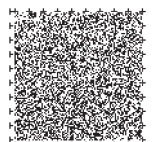


## 平成 28 年の環境行政の動き

県	国等
1. 22 「VOC 排出抑制セミナー」を開催 1. 28 「アスベスト対策に関する講習会」を開催	
2. 1 愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱（第 13 次） 2. 5 西三河南部生態系ネットワーク協議会の設立 2. 15 『愛知県庁の環境保全のための行動計画』を改定 2. 18 「2016 愛知環境賞 表彰式」を開催	
3. 4 指定希少野生動植物種を追加指定 3. 4 希少野生動植物種の生息地等の保護区を指定 3. 15 石巻山多米県立自然公園の再点検	3. 15 国内希少野生動植物種を追加指定（41 種） 3. 30 水質汚濁に係る環境基準の一部改正（生活環境の保全に関する環境基準に底層溶存酸素量の追加）
4. 1 光化学スモッグ発令情報メールの配信開始	
5. 17 ボリビア多民族国から研修生を受入れ	5. 13 地球温暖化対策計画を閣議決定
6. 8 愛知県フロン回収・処理推進協議会を愛知県フロン類排出抑制推進協議会に改正 6. 18 『平成 28 年度あいち環境塾』を開講 6. 22 「AEL ネット環境学習スタンプラリー」を開始（29. 2. 28 まで）	
7. 2 『かがやけ☆あいちサスティナ研究所』第 2 期生の開所式 7. 23 「第 3 回三河湾大感謝祭」を開催	
8. 2 国際先進広域自治体連合を設立 8. 4 「第 46 回愛知県野生生物保護実績発表大会」を開催 8. 20 「三河湾環境再生体験会」を開催	
9. 28 「生物多様性地域戦略セミナー」を開催	9. 7 大気汚染防止法施行令の一部改正（要排出抑制施設の指定等）（未施行） 9. 26 大気汚染防止法施行規則の一部改正（水銀排出規制）（未施行）
10. 25 『愛知県分別収集促進計画（第 8 期）』を策定 10. 29 「アクション油ヶ淵 2016」を開催 10. 31 『愛知県災害廃棄物処理計画』を策定	10. 1 外来生物法の特定外来生物の追加指定（24 種類）
11. 19 「Let's エコアクション in AICHI」を開催 ・20 11. 22 尾張西部生態系ネットワーク協議会の設立	11. 4 「パリ協定」発効 11. 7 COP22 及び京都議定書第 12 回締約国会合（CMP12）を開催（マラケシュ） 11. 8 日本政府が「パリ協定」を締結 11. 15 パリ協定第 1 回締約国会合（CMA1）を開催（マラケシュ）
12. 11 生物多様性国際自治体会議にて『国際先進広域自治体連合共同声明』を発表 12. 12 COP13 サイドイベントにて「国際先進広域自治体フォーラム」を開催 12. 16 「あいち低炭素社会づくりフォーラム」を開催	12. 2 生物多様性条約第 13 回締約国会議（COP13）～17 を開催（メキシコ・カンクン）

### 表紙写真

<small>まなびや</small> もりの学舎ようちえん （長久手市 愛・地球博記念公園 もりの学舎）	水質パトロール隊 （岡崎市 砂川）
かがやけ☆あいちサスティナ研究所 第二期生 開所式 （愛知県本庁舎正庁）	あいち緑のカーテンコンテスト 幼稚園・保育園部門 最優秀賞 （刈谷市立富士松北幼稚園）
アウトドアフェスタ （田原市 いらごさららパーク）	海岸漂着物に関する環境学習プログラム （豊橋市 豊橋海岸）



## 環境行政に関する県の問合せ先

部 課 名	所 在 地	電話（代表）
環境部	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2	052-961-2111
環境政策課		
環境活動推進課		
大気環境課 地球温暖化対策室		
水地盤環境課		
自然環境課 資源循環推進課 廃棄物監視指導室		
東三河総局	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111
新城設楽振興事務所	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117(直通)
尾張県民事務所	〒460-8512 名古屋市中区三の丸二丁目 6-1	052-961-7211
海部県民センター	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111
知多県民センター	〒475-8501 半田市出口町 1-36	0569-21-8111
西三河県民事務所	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211
同	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	0565-32-7494(直通)

- 愛知県の環境白書は愛知県環境部のホームページ「あいちの環境」でご覧になれます。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

また、愛知県の環境白書は愛知県県民相談・情報センターで購入できます。

愛知県県民相談・情報センター

名古屋市中区三の丸 2 丁目 3 - 2（愛知県自治センター 2 階 情報コーナー）

TEL 052-954-6164（ダイヤルイン）



エコアクションを  
はじめよう！つづけよう！つなげよう！  
みんなでアクセス！

<http://aichi-eco.com>



## 愛知の環境のあらまし

平成 28 年 12 月

発行 愛知県環境部環境政策課

名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2（〒460-8501）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）

愛知県環境部ホームページ「あいちの環境」

URL <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

